

## 令和2年第1回大木町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 令和2年3月18日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

②大木町地域創業・交流支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

③令和2年度大木町一般会計予算について

④令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について

⑤令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について

⑥令和2年度大木町水道事業会計予算について

- ⑦町道の路線の廃止について
- ⑧大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑨大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑩諸般の報告
- ⑪会議録署名議員の指名について

## 8. 議事

議長 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は8名の議員より一般質問の通告を受けております。言うまでもなく、一般質問は政策議論に生きる我々議員にとって、最も華やかな機会であります。各議員におかれましては、本日まで十分なる準備をされてきたことと、期待をいたしております。町政発展に資する活発な議論をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和2年第1回大木町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日、安藤代表監査委員に出席をお願いいたしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、地域おこし協力隊の活動についてと、子供らの新型コロナウイルス感染症の対応についての2項目を質問いたします。

最初に、地域おこし協力隊の活動についてでございます。今年の広報おおき3月号に、3月末で任期が終わる地域おこし協力隊の3人の方が掲載されています。昨年の6月の答弁では、都市農村交流支援員が2人、匠の技術継承者が1人、農村耕し隊が2人の計5人が活動していました。そのうち、3人の方が任期満了になられるはずですが、広報での内容は既にご存じと思いますが、任期期間中の体験や本町の印象などが書かれています。

しかし、昨年度9月に一般質問しておりましたので、担当課として、今までの関わり方を通じ、地域おこし協力隊の活動について、再度お尋ねいたします。

①5人の地域おこし協力隊の方のうち、3人が最後の1年でした。5人の地域おこし協力隊の方が、この1年間どう活動されたのか。

②本町が地域おこし協力隊に期待されていたのは何か。

③昨年度9月の答弁で、新年度は農業、特に新規就農関係について、農村耕し隊を考えるとと言われていましたが、本年度は募集されているのか。

以上、お尋ねいたします。

次に、子供らの新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。

先月の2月27日の午後、突然、安倍総理より、3月2日から3月24日まで、小学校・中学校・高校への休校要請がありました。その旨を受け、本町の小学校から保護者へ、3月2日から24日まで臨時休校のメールを、学童支援員が、2月28日、14時30分に受信をしております。また、16時30分には、学童保育所の開所及び家庭で過ごせない一、二年生の児童、ふれあい学

級在籍児童を学校で預かるというメールを受信しております。

当日の学校から最終メールが17時20分頃、低学年などの学校預かりについての詳しい内容のメールがありました。当日の夕方、学童保育所の担当課より、町長名で学童保育所の、保護者向けに、緊急新型コロナウイルス感染症による小学校休校に伴う学童保育所の開所についてを、文書にて配布していただいております。

そこで、本町の新型コロナウイルス感染症の小学校・中学校及び学童保育所への対応について、3つ、お尋ねいたします。

①本町の3月2日、月曜日から24日火曜日まで休校になりました。結論が出るまでどのような経過になっていたのか。

②本町の学童保育所は、インフルエンザなど、学校が休校の場合は、学校に準じ、休所となっています。しかし、今回は学校が休校でも、学童は1日保育となりました。学童保育所での感染症対策をどのように考えているのか。

③今回の小学生及び学童保育所児童に行われた新型コロナウイルス感染症の対策に対して、現時点でどのような課題があったのか。

以上、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、子供らの新型コロナウイルス感染症の対応について、の小・中学校に関係する部分についてお答えし、学童保育所に関係する部分につきましては、こども未来課長が答弁いたします。また、地域おこし協力隊の活動につきましては、産業振興課長が答弁いたします。

それでは、まず、新型コロナウイルスに関する質問の、①臨時休校の結論が出るまでの経過について、2月28日以前の本町の取組を加えて、ご報告いたします。

今年2月に入り、国内での新型コロナウイルスの感染が拡大していく中、本町では、2月4日の定例校長会、2月18日の町定例教育委員会におきまして、児童・生徒、保護者にとって大切な儀式的行事であります小・中学校の卒業式の開催を、当面の重要課題として、感染防止策を講じつつ、県内や近隣の自治体での感染状況を鑑みながら、実施する方針を確認しておったところです。

このような中、2月27日に開催されました、政府、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染を早期に終息させ、子供たちの健康・安全を確保するため、全国一斉の臨時休業を要請する方針が、内閣総理大臣より示され、翌28日、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請する通知が出されました。令和2年2月28日の、文部科学事務次官通知でございます。

時間が過ぎますが、2月27日のニュース報道を受けまして、町教育委員会では、その日の夜、町内小・中学校長に対しまして、28日、翌日に臨時校長会を開催して、対応を協議すること、そして長期にわたる臨時休校に備えて、実施上想起される諸問題と対応について取りまとめておくように指示をしております。

2月28日、午前中、福岡県庁では、新型コロナウイルス感染症対策本部において、対応が協議されております。この本部の協議と並行しまして、県の教育庁では、緊急教育事務所長会議が開催されております。

28日、県の教育庁で行われております、この緊急事務所長会議の協議の結果の報告を受けながら、並行して午前11時から、南筑後教育事務所管内の臨

時教育長会議が開催され、感染防止の対応について協議が行われたところです。

教育長会では、臨時休業の判断は、学校設置者である各市町教育委員会に委ねられているが、南筑後管内においても、感染防止のために、文部科学省及び県教育委員会の要請を受けて、3月2日から、学年末休業日前日の3月24日まで、管内統一して、臨時休業の措置を取ることを確認しました。

臨時教育長会の確認事項を基に、午後1時から、こども未来課長同席の下、本町の臨時校長会を開催し、本町においても感染防止措置として、学校保健安全法第20条に基づき、ここ訂正いたします。3月2日から3月24日まで、町内小・中学校は臨時休業とすることを決定いたしました。

校長会では、臨時休業期間中の児童・生徒の生活状況を定期的に確認するとともに、健康管理や学習・生活指導を行うこと。また、保護者による保育環境が整わない低学年児童や、障害のある児童・生徒については、学校で預かること。また、学童保育所の開所を依頼し、入所児童を受け入れてもらうことなどを確認しました。

早急の措置のため、準備や事前指導の時間が十分確保できなかったことは否めませんが、各学校では校長の指導の下、組織的に対応がなされ、臨時休業に入りました。

現在、各学校の預かり人数は、木佐木小学校、平均5.8人、大溝小学校、平均3.8人、大莞小学校、平均2人、大木中学校、3名です。

学校では、午前8時20分から15時までの1日の自制を決めて、教科学習や縄跳び等の軽い運動、DVD観賞、読書、日記など、多様な学習内容や活動を計画しながら、教職員が共同で子供の成長を支援しております。

続いて、③今回の小学生及び学童保育所児童に対して行われた新型コロナウイルス対策に対して、現時点でどのような課題があったのかについて、教育委

員会として答弁いたします。

1点目は、長期にわたる制限された生活空間の中で過ごす児童・生徒の心身面の健康状態の問題です。子供たちは、春休みまでの長期の臨時休業に入っており、この間、保護者の皆様には大変なご負担やご苦勞を強いております。本来であれば、明るい太陽の光を浴びて、伸び伸びと活動する子供たちの歓声が聞こえてくるのですが、子供たちの姿はほとんど見かけません。一人一人の児童・生徒の生活状況を把握し、援助を必要としている児童・生徒に対して、一人一人の課題に応じた適切な援助を講じる必要があります。

2点目は、現在、学校は臨時休業という予防的措置を取っておりますが、今後は身近な地域や人の新たな感染が確認されることも想定して、令和2年度の新しい学年の開始が円滑にできるよう、対策を準備しておくことが必要と考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

②本町の学童保育所は、インフルエンザ等で学校が休校の場合は、学校に準じて休所としていましたが、今回は、学校が休校で学童は1日保育となった経過により、学童保育所での感染症対策をどのように考えているのかについてでございますが、本来、学校でインフルエンザ等の感染症が発生した場合は、学校保健安全法施行規則第18条に規定する、学校において予防すべき感染症等の発生により、運営が困難な日としての取扱いに、学童保育所も準じて連動した対応をしておりました。

しかし、今回は、厚生労働省から、学校の臨時休業に連動せず、保育所と同様に、学童保育所については共働き家庭など、留守家庭の小学校に就学している子供を対象としており、特に小学校低学年の子供は、留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則1日に付8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたいとの通知が、2月28日、金曜日朝に、福岡県を通じて届きました。

学童保育所の担当課としましては、28日に、まずは教育委員会が休校をどのように取り扱われるのかを確認すべく、教育委員会の決定過程の情報収集するとともに、学童保育所の指定管理者に連絡をして、何とか3月2日からの、当面、学童の1日預かりも想定して、支援員の配置、開所の検討をしていただくように、連絡いたしました。

先ほど、教育長が話されましたように、午後1時からの校長会の会議に、私も同席させていただき、3月2日からの休校の決定を受け、学童保育所の指定管理者へ、経過説明とともに、何とか3月2日からの開所をお願いして、承諾をしていただき、事前に利用者にニーズ調査をする時間もないため、状況を保護者にお知らせするチラシを、夕方までに作成して、各学童保育所から保護者に配布していただきました。

3月2日の月曜日には、朝から学童保育所をどのくらいの児童が利用しているのかを確認したところ、学童保育所利用児童の約56%、159人の利用でございました。利用児童数が多ければ、学校の教室よりも密度が高く、感染のリスクが高まることから、利用状況と課題を、学童保育所の指定管理者、教育長とともに協議し、町の備蓄マスク（一般800枚、子供用360枚）、アル



コール消毒液18リットルを提供いたしました。また、学校教師や支援員が、学童保育所の業務に携わることが認められ、学校の教室等の活用についての通知が出されたことから、各学校に、応援できる各学校の支援員、譲渡できる衛生消耗品、学校開放できる学校施設の集約について、教育委員会を通して依頼をいたしました。

3月3日には、各学校から協力、支援の内容が固まり、4日に配置調整し、5日からの学童保育所は、職員配置や学校施設も活用した運営体制となりました。

学校の臨時休校と学童保育所の1日預かりの開始には、あまりにも準備の時間が少なく、果たして学校と比べて学童保育所が十分な感染症対策ができるのか不安もありました。今回の感染症対策としましては、基本的な感染症対策の徹底としての手洗い、せきエチケット（マスクの着用等）、体温測定などの基本的な感染症対策を徹底するように指導する。また、環境衛生管理として、児童・生徒同士の距離の確保、及び接触の回避、換気を心がける、教室等の清掃等が留意事項として、厚生労働省からの通知が、県を通して、3月3日の夕方に改めて示されております。

町では、この通知を基にして、管理者に対して学童保育所での感染症対策を指導してきたところでございます。

また、3月11日に、厚生労働省より通知されました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－について」により、学校の臨時休校による学童保育所を午前中開所した追加経費、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる子供用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等を、学童保育所や保育園等で、1月16日から今年度中に購入した費用に対する、1か所50万円以下の基準額によります、

100%補助による補助金の申請、補正予算の計上を進めております。

次に、③今回の小学生及び学童保育所児童に行われたコロナウイルスの感染症対策に対して、現時点でどのような課題があったのかについてですが、今回の臨時休校の要請に対して、2月29日の新聞報道では、県内60市町村のうち、約半数の31自治体が3月2日からの休校を開始し、3日からの休校が15自治体、4日からの10自治体、5日からの1自治体、9日からの1自治体となっております。

また、学童保育所は、県の3月5日までの対応状況調査では、57市町村の回答の中で、全ての校区で実施が43自治体、一部の校区で未実施が6自治体、全ての校区で未実施が8自治体となっているとのことでした。

学校と学童保育所では、どちらが感染症対策として安全性が高いのか、学校が臨時休校となり、学童保育所は、短い時間での1日開所の要請で、感染症対策の安全対策が本当に担保できた上での対応だったかを振り返ると、明確な結論は出ない状況だと感じております。

今後、国・県においても課題の整理がされると思いますので、それを受けて、町での対応整理を行っていきたいと思います。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の活動についてでございますが、本町では、平成29年6月より、非常勤の特別職として地域おこし協力隊を任用しており、昨年6月の一般質問において、5月末時点での隊員名簿を提出し、活動目的と進捗状況を

ご説明をいたしました。この時点では、都市農村交流支援員2名、匠の技術伝承者1名、農村耕し隊2名の計5名が町内で活動しておりましたが、農村耕し隊の1人は、6月中に希望退任し、その後、4人の隊員が活動しております。

新年度におきましては、農村耕し隊を除く3人の隊員が、最長3年の任期を迎えますが、4人とも更新は行わず、そのうち、匠の技術伝承者と農村耕し隊の2人は、WAKKAのプロジェクトマネージャーとして迎え入れ、WAKKA事業の一翼を担っていただく予定としております。

それでは、まず①5人の地域おこし協力隊が、この1年でどう活動されたかというご質問について、お答えいたします。

昨年6月議会の一般質問の際に、各隊員の活動目的及び活動状況を一覽にした資料を配布しており、また古賀議員の質問の要旨にありますように、広報おおき3月号において、3人の隊員のこれまでの活動の一端や、これまで関わられた町民の皆さんに対する感謝の念、また、これからの活動や目標、夢などが掲載されていたものと認識をしております。

大木町地域おこし協力隊の芝田隊員は、蛭池地区において、空き家を利用した地域活性化を計画し、その準備をこの1年進められ、ゲストハウスと乗馬を組み合わせた起業を考えておりました。年度内には、施設や馬房は完成していませんが、乗馬4級免許資格を取得し、馬の手配中で、令和2年度よりゲストハウスの開業に向け、準備を進めている状況でございます。また、都市農村交流として、福岡市東区の祭りなどにおいて、本町のPR活動及び町内農家と出店ブースを設け、都市農村交流を推進しています。

次に、水町隊員は、本地域に新たな食の魅力発信事業の取組を行う隊員として、きのこレシピ集の製作を行い、平成31年2月頃からは、本町の特産品であります「あまおう」を使った琥珀糖「いちごのかけら」を開発し、本年春に、

一部メディアにも取り上げられ、注目されるなど、WAKKAを使った新商品開発活動に力を注いでいます。

久留米まち旅博覧会の1つの企画として、ヨガと健康食をテーマに実施しましたが、そのときは料理部門を担当しておりました。また、きのこマイスターの資格を取得し、町の特産でありますきのこ類のPR活動を行っています。さらに町内産の「あまおう」を使った農業まつりや町外イベントに数多く参加し、大木町がイチゴの町であることのPRと、食の提案を行っています。

これらの情報は、SNSで情報発信され、コロナウイルスの感染拡大防止で中止になりましたが、JR博多駅広場で開催される予定でありました、KBC春のマルシェの出店依頼を受けるなど、精力的に活動をされています。

匠の技術伝承者として活動している田平隊員は、久留米絣の人間国宝、松枝玉記先生の孫であります松枝哲哉先生より指導を受け、笹刈の工房において、その技術伝承の研修中で、現在は、藍染めをするために藍だてをし、久留米絣の全ての工程が本町でできるよう、引き続き取組を進めています。令和2年度からは、重要無形文化財久留米絣技術保持者会技術研修生ということで、5年間でございますが、高度な技術伝承の期間に入ると聞いております。

農村耕し隊で、平成29年9月に任用した山本隊員は、昨年6月に希望退任され、平成30年4月に任用した植田隊員は、道の駅おおきの北側にあります農園において、年間を通じた体験型農業と独自野菜の栽培・販売に取り組んでおります。

次に、本町が地域おこし協力隊に期待されることについて、お答えいたします。

6月の一般質問においても答弁いたしましたが、本制度は、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上、農林漁業

の応援や、住民の生活支援などの各種地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組で、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、国が財政措置を行っております。

本町においても、隊員各位は、当該制度の目的・趣旨を十分理解し、活動しているものと承知しておりますので、まずは本町にこのまま定住・定着していただき、自身の人生の目標に向けた活動を継続して、長期的にその目標を達成、あわせて本町の町民として、地域づくりのリーダーに育っていただくことを期待しております。

平成30年度の全国地域おこし協力隊の現状について、総務省データでは、隊員の6割は任期終了後も定住し、同一市町村内に定住した隊員の約3割が、自ら起業していると公表されております。本町の隊員4人のうち、3人も引き続き本町に住み続けていただくことになっております。

退任後も、引き続き本町で活動する方々に対しましては、支援できることは積極的に行ってまいりたいと考えております。

最後に、新規の農村耕し隊は募集されているかについて、お答えをいたします。

農村耕し隊の1人が、昨年6月に希望退任され、1人体制となったことから、募集人員を2名、選考方法は第1次選考を書類審査、第2次選考は面接試験として、7月1日より募集を開始いたしました。

しかし、応募状況といたしましては、電話による問合せ3件、実際に応募いただいた方が1名という状況で、選考の結果、不合格となっております。

なお、募集方法につきましては、本町のホームページのほか、一般社団法人移住・交流推進機構JOINと地域おこし協力隊ホームページにおいて、周知を図ったところでございます。

以上、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、地域おこし協力隊の活動について、①の1年間どういう活動をされたかについての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　詳しい活動内容を、ありがとうございます。今の答弁で、匠の技術伝承者の方は現在も研修中で、他の3人は、意欲的、精力的に活動をされたと理解いたしました。

退任の4人のうち、2人をWAKKAのプロジェクトマネジャーに迎えるとおっしゃっていましたが、期間はどのくらいで、具体的に何の仕事をする予定なんでしょうか。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　5番、古賀靖子議員の再質問にお答えをいたします。

WAKKAのプロジェクトマネジャーとしての雇用期間と、具体的な業務についてお答えをいたします。

WAKKAのプロジェクトマネジャーの雇用契約は1年間でございますが、他のプロジェクトマネジャーと同じように、業務の遂行状況や、勤務評定を踏まえ、更新を行っておりますので、同じような取扱いで雇用するということになります。

次に、具体的な業務についてお答えいたします。

農村耕し隊は、引き続き道の駅おおき周辺農地の管理のほか、農業体験事業の企画運営を中心に活動し、また、匠の技術伝承者は久留米餅体験事業などの

企画運営を中心に活動していくことを予定しております。

以上、5番、古賀靖子議員の再質問の答弁を終わります。

議長　それでは、①の1年間の活動状況についての3回目の質問はございますか。

古賀靖子議員　　ないです。

議長　それでは次に、②の本町が地域おこし協力隊に期待されていたこと、についての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　　ありがとうございます。3人が本町への移住・定着されるということで、1つは目的を達成されたと思います。

私は今年の1月に、にぎわいづくりの成功例を見るために、日南市に行ってきました。そこで学んだことは、柔軟な発想と自分がやりたいことを実現するためのヒントとして、いろんなことを語り合える場と機会が必要だということをお教えていただきました。

本町でもいろいろなことを自由に語り合える場所を提供していただけるわけにはいかないでしょうか。

議長　　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　5番、古賀靖子議員の再質問についてお答えをいたします。

いろんな語り合いの場とその機会についてということでございますが、まず

は地域おこし協力隊の拠点といたしまして、これまでも大木町創業・交流支援センター、WAKKAを利用しておりました。そちらに新年度、2名、プロジェクトマネジャーとして活躍する場となりますので、引き続き、語り合える場、拠点ということでありますれば、WAKKAということになるかというふうに思っております。

各隊員は地域おこし協力隊として、本町への定住・定着の筋道を確認しながら行っておりますが、何より各隊員が自身の人生の目標に向けた活動を継続し、長期的にその目標を達成させる足がかりをつくるということが、本町隊員として活動する上で大変重要であるというふうに認識をしております。つまり、この3年間の活動は、スタート前の準備期間ではないかというふうに考えております。隊員として関わる中で、そのようなことをちょっと感じているところでございます。

これまでの隊員としての期間を経て、ようやく定住・定着に向けたスタートを切ることができますので、先ほども答弁した3名の方ですね。蛭池地区の方、それと耕し隊の方、それと久留米餅の伝承ということで、5年間研修を積まれますが、その3名の方がいるわけでございますので、その方たちとこれまでと同じような形で、私たちも関わりながら、見届けていきたいなというふうに思っております。

当面はプロジェクトマネジャーとして、身を置かれますので、自身のスキルを、2名の方は磨きながらというところの活動になるかと思えます。いろいろな語り合いの場、機会についてはWAKKAのほうでということと、芝田隊員についても観光交流ということになりますので、WAKKAとの連携等もあるかと思えますので、引き続き、WAKKAを中心に行ってまいりたいというふうに考えております。



答弁は以上でございます。

議長 本町の地域おこし協力隊に期待されていたことについての3回目の質問はございますか。

古賀靖子議員 ないです。

議長 それでは、③の農村耕し隊に対する募集の件についての再質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ②の最後の質問はなかったんですけど、WAKKAが十分活用していける重要な拠点だというのが分かりましたので、ぜひ、WAKKAを十分に活用していただきたいと思います。

次に入ります。

今回は残念ながら、採用されなかったのが分かりました。私は、町の活性化のためには、地域おこし協力隊が本当に必要だと思っています。先ほど申しましたが、いろんなことを語り合うことで、新たなものが生まれると教えてもらいました。そうすることで、仲間や応援団ができるそうです。

担当課には、次回採用される時、地域の方と地域おこし協力隊の橋渡しの役割を担うことが、私は必要だと思いましたが、担当課としてはどうお考えでしょうか。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の再質問についてお答えいたします。

地域との橋渡し役を担うことが必要ではないかということだというふうを受け止めました。議員ご指摘のとおり、地域との橋渡し役として関わることは、大変重要なことであるというふうに思っております。

また、役場職員は地域の方々をよく知っていますので、その役割を果たすというものは、大変重要なことであるというふうに認識をしております。

これまでも担当課といたしまして、毎週、活動報告会、定期的な面談のほかに、担当者とSNS、ラインのグループ化など、相談、助言を行ってきております。その中で地域の方の応援の声を伝えたり、また食の関係でいきますと、生産者であったり、生産部会を斡旋するような助言も行っています。しかし、各隊員が自主的、主体的に地域の中に飛び込んでいくかというのは、本人の性格であったり、考え方にもよりますので、温かい目で見守っていくしかないかなというふうに思っております。

いずれにしても、今後、引き続き町内で活動される方々とは、密な情報交換を図りながら、できるだけ支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、5番、古賀靖子議員の再質問の答弁を終わります。

議長 新規農村耕し隊についての3回目の質問、ございますか。

古賀靖子議員 はい。大丈夫です。

議長 それでは次に、子供等の新型コロナウイルス感染症の対応についての、①臨時休校の結論が出るまでの経過についての再質問はございますか。古賀靖

子議員。

古賀靖子議員　先ほど教育長からの詳しい説明と経過、ありがとうございます。2月8日から話合いが始まったということで、そういうふうに理解いたしました。3月2日から春休みの長い間、子供たちは学ぶことができません。また、学校給食もないため、栄養面も心配されます。家庭で長く過ごすことが長時間になることで、虐待のリスクが高まる子供もいると考えられます。

今の段階でどのような対応をお考えなのか、お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長　失礼します。5番、古賀靖子議員の再質問に対して答弁いたします。

少し前置きが長くなりますが、今回の突然の臨時休業措置によって、1年間一緒に学び、生活してきた児童・生徒同士、そして、児童・生徒と教室の最後の日の授業ができませんでした。それぞれ1年間共に協力したり、励まし合って成長することができた喜びは、感謝の気持ちを共有する時間がなく、子供たちの心には物足りなさが残っていることと思います。

また、担任教師も子供一人一人の努力し、成長した姿を評価し、子供に返してあげることができず、残念な気持ちでいると思います。

臨時休業の期間、保護者や家族、親戚の方々には、自宅での子供たちの保育をお願いすることとなり、ご苦勞をおかけしていることを大変申し訳なく思っております。また、学童保育所では、終日、子供たちを預かっていただく体制を整えていただき、心から感謝しております。

ある学校で、家庭訪問を終えた学校に戻った先生が、子供の顔が白くなって

いるように感じますと、報告したそうです。外出が規制されている中、外で遊ぶことを我慢して、自宅で耐えながら過ごしている姿が想像されます。ちなみに、大莞小学校の実態ですが、自宅で家族と一緒に過ごしている子供たちは75%、親戚、保護者の知人宅で過ごしている子供たちが4%、学校で過ごす子は3%、学童保育所21%、子供だけで過ごしている。上級生のお兄さん、お姉さん、中学生と一緒に過ごしている、25%となっております。

長期に及ぶ自宅での制限された生活は、子供たちの心に相当のストレスを与えていることと思います。このような状況の中で、学校ではまず保護者との連絡体制を整え、感染防止に配慮しながら、定期的な家庭訪問と電話で子供たちの生活や健康状態、学習の深度状況などを把握することに努めているところです。状況を把握する中で問題となる事態や、援助が必要な子供や、家庭が把握できたときには、教育委員会に連絡し、関係各課と連携して対応するようにしております。特にネグレクトや虐待等の問題を抱えている家庭につきましては、町、要保護児童対策地域協議会と学校とで情報を共有しており、必要があれば、担当職員や関係各課へ連絡して、家庭訪問を行ったり、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、支援する体制を整えているところです。

また、登下校中の見守り隊による地域の方々の目が届かなくなっている状況の中で、3月5日付、県の人づくり生活安全課、生活安全課長より、臨時休業中の防犯活動の在り方についての情報提供がありまして、大木町交番や、少年補導員の方々には、県からの通知に基づきまして、パトロールや見守り活動などの励行をお願いしたところです。

地域では、子供たちを支える支援の動きが見られております。デリー&ビュッフェ「くるるん」からは、学童保育所や学校預かりの子供たちに、昼食の弁当を提供していただきました。また、ある民生委員さんは、必要なことがあつ

たら、何でも言ってください、応援しますとの温かい言葉をいただいております。自宅で過ごす子供たちを、地域で見守る支援の輪が広がっていくことを、心強く感じているところです。

新型コロナウイルス感染状況は拡大こそすれ、しばらくは減少しない状況と推測されます。昨日の管内教育長会議を基に、そして明日の報告されるであろう政府の新型コロナウイルスに対する感染症対策本部の方向性、そして、文部科学省の通知等を踏まえまして、これからの学校の春休み中、臨時休業が終わった後の春休み中の執行部の在り方、あるいは学童保育所との連携の在り方等を検討してまいりたいと思います。

今後も子供たちの状況をしっかりと把握し、健康な生活のための情報発信と、励ましのメッセージを伝えながら、問題の早期発見に努め、関係各課、機関と連携して、早急な対応ができるよう努めてまいります。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問の再質問に対する答弁を終わります。

議長 本町における臨時休業の結論が出るまでの経過についての、3回目の質問、ございますか。

古賀靖子議員 ないです。

議長 それでは次に、②の学童保育所での感染症対策をどう考えているのかについての再質問、ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ちょっとその前に、先ほど教育長がおっしゃった、大莞小学校では、75%が家庭で過ごせるということは、すごく、本当に恵まれた環境

であるということが言えると思うんですけど、今後、地域が果たして、木佐木小学校、大溝小学校に当てはまるかという、そうではないと私は思っております。

次の質問をいたします。

インフルエンザの場合は、学童保育所での感染防止の観点から、学校が学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖の場合は完全に学校に準ずるとしてあります。今回のように新型コロナウイルス対応にも、安全面のマニュアル化が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 5番、古賀靖子議員の再質問に対してお答えいたします。

今回の新型コロナウイルスにおける学童保育所の開所要請につきましては、緊急の対応となりましたが、その後、厚生労働省から保育所等における新型コロナウイルスへの対応についてのメール情報を、その都度、学童保育所の指定管理者や町内保育所等にメール転送して、情報を提供しており、感染症対策ガイドラインの中の留意事項や、各施設における対策内容も含んでおります。

今回の新型コロナウイルスは、以前の新型インフルエンザとは、いろんな意味で内容や状況が異なっており、今後、新型コロナウイルスへの対応についての情報が更新され、厚生労働省からの情報提供が現状での対応策であると考え、マニュアル化につきましては、今後、検討課題と認識しております。

以上で、5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長 学童保育所での感染症対策をどう考えているのかについての3回目の

質問はございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　さっきのマニュアル化なんですけど、検討していただくのであれば、ぜひお願いいたします。これからも先も新ウイルスというのは続々と出てくると思いますので、そのたびにあたふたしないように、そのマニュアルに沿って従っていきたいと思います。

再三、質問させていただきます。

学童保育所の感染症防止として、担当課より、マスク、アルコール消毒という、その他いろいろ提供していただいております。学童保育所では、マスクの着用、十分な手洗い、1時間ごとの換気、ドアのノブや机の消毒、座席の濃厚接触にならない配置など、通常の長期休みでは考えられないほど神経を尖らせています。学童で感染者を出してはいけないという、毎日の日々の精神的な苦痛は図られません。

3月24日までは学校の協力があります。しかし、この現状が春休み以降も続く場合、既に心身とも疲れている支援員の方から不安の声を聞きます。担当課として、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　5番、古賀靖子議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

学童に加えて、本来は保育所においても、同じような状況が今現在はあって、そこでの感染症対策については非常に苦労されているかと思います。今回の学童保育所も一律に休所するのではなく、保育の継続を求められていますことは、

いつ、どこで感染者が発生してもおかしくない状況で、心身ともにご苦勞をおかけしていることはお察し申し上げます。

学童保育所では、運営を主体的に指定管理者のほうにさせていただいておりますので、町といたしましては、側面的な支援としまして、先に答弁しましたように、教育委員会との支援協力や、独自にマスクや消毒液の配布を行ったり、国の支援緊急対応策でどのような支援ができるのかなどの情報を、遅滞なく提供することの支援を含めて、支援を続けていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、新型コロナウイルス対策に対して、現時点でのどのような課題があったかについての再質問、③ですね、よろしく願いいたします。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　先ほど教育長のほうから、2点ほど、心身での健康の問題と、もう一つは、円滑にできるように準備していくこととお伺いしました。私は、別にタイムラグも課題だったのではないかと考えております。先ほどの答弁で、2月28日、午後1時、こども未来課長同席で、本町の臨時校長会が行われ、町内小・中学校臨時休校が決定されたというのが分かりました。

そのとき、学校の情報と学童保育所の情報がどちらとも共有されたわけですので、保護者に対して学校休校並び学童保育所開所について一本化した文章を、町長と教育長連名で配付されれば、保護者からの問合せが少なく、少しでも不安が解消されたのではないかと考えられます。

担当課はどういうふうにお考えでしょうか。



議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁をさせていただきます。

2月28日の午後1時から、校長会での学校休校の決定を受け、各学校も休校や学童を利用していない児童の一部預かりの準備に追われていたかと察します。会議終了後の午後2時頃から、学童保育所に関しましても、夕方4時半までに保護者へのチラシを作成すれば、学童保育所で渡せるというタイムリミットの中で準備を進め、それでも最終的には4時半を過ぎまして、5時までの間に、何とか各学童に配付をお願いするのがやっとな状況でございました。もう少し時間の余裕がありましたら、古賀議員ご指摘のように、総合的なお知らせができたのかもしれませんが、今回は時間に追われました綱渡りの対応だったこともあり、今後の教訓とさせていただければと考えます。

以上で、5番、古賀靖子議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、新型コロナウイルス対策についての現時点での課題について、最後の質問、ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 最後に、町長にお尋ねしたいです。

町及び教育委員会の学童保育所に対する対応は本当に感謝しております。また、地域の温かい支援にも、本当に感謝しております。町の備蓄、マスク、アルコール消毒など、既に店頭で販売していない商品を提供していただきました。各学校からもトイレットペーパーや消毒液などを提供していただいております。学校施設の開放、学校職員の応援など、皆様の協力があったからこそ、学童保

育所の開所ができたのだと感じております。

3月2日からの学童保育所開所の決定を受けて、学童の支援員のほうから不安の声は聞いても、不満は聞かれなかったそうです。自分たちが子供たちを守らなければいけないという使命感があったと思われまます。

3月2日からの学校休校が決定したとき、私は少し残念に思いました。いつも、町長は、大木町は1万4,000人の小さな規模の町だからこそできることがたくさんあると言われていています。もしかしたら大木町だけの何かを考えていただけるのではと、密かに期待していました。

3月3日に、栃木県茂木町が、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための、町の小・中学校で10日から実施すると言われていた臨時休校の方向を転換し、春休みまで通常どおり授業を行うことを決め、保護者に通知しています。茂木町の町長は、春休みを含め、約1か月に及ぶ休校は、児童・生徒や保護者のためにならないと判断したと発表してありました。もちろん感染を懸念し、保護者から子供を休ませたいと事前に連絡があれば、休みを認め、欠席にしない。休み児童・生徒には補習を行う。しかし、町内や近隣の市町村で感染症が出た場合は、即日臨時休校に入る。学校での感染防止対策を更に徹底し、強化するそうです。茂木町の人口は、1万2,000人弱です。茂木町は、町長が教育長をはじめ、各校の校長、PTA会長、町議など、いろいろな意見を聴いて、自ら判断したということでした。

これからの町づくりは、本当に難しい時代だと私は思っています。各自治体が自分の町の現状を把握し、自分の町に合ったまちづくりが必要だと思っていますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

町長 古賀靖子議員のご質問にお答えいたします。

本当、新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ感染拡大が続いていて、予断を許さない状況だということで、今後もしっかりと取組を進めていかなければならないんだらうなというふうには考えておるところでございます。

ただ、3月2日からの学校休校、その後、学童に急遽、学童を開けていただくことをお願いして、対応していただいた。先ほど古賀議員のご質問の中に、指導員さんたちの、本当に大変な御苦勞、それでも不安は持っているけれども、不満は出なかったという、そういうお言葉を聞いて、本当に感謝をしているところでございます。本当に学童の指導員さん、学童関係者の方に限らず、町民、ましてや一番影響があったのは子供たち、その方たちに大変な御苦勞をおかけしたことにしましては、本当に心からお詫びを申し上げたいと思います。

先ほど、茂木町の取組の紹介をされました。本当に立派な取組をされたというふうに考えています。今回、3月2日からの学校の一斉休校に関しまして、2月27日に、突然、政府のほうからそういう要請があったということで、その要請に振り回されて、本当に地域の子供たちとか、家庭のことを十分考えた対応ができたのかどうかというのは、私自身の判断については、いまだに疑問を持っているところでございます。

先ほど、古賀議員が言われたように、1つ、そういうようなことが起きたときのマニュアルというのもしっかりしておかないといけませんし、やはり関係者の皆さんと十分協議した上で、それぞれの地域、自治体がしっかり責任を持った判断、対応を、判断をしていくという、そういうことが本当に大事なことだということを、今回つくづく感じているところでございます。

現状でも、学校に関しては休校を継続して、そのまま春休みに入るという、

そういう中でいろいろ課題があると思います。そういう課題については、関係者の皆さん方のご意見を聞きながら、できる対応を早急に取り組んでいかなければならないというふうに思っていますけれども、やはり子供たちが、休校で家庭の中にずっと閉じ込められる。もちろん感染拡大のためには、それは1つ有効なのかもしれませんが、それが本当にいいことなのかどうかということは、やっぱりもう少ししっかり考える必要があると思うので、例えば学校のグラウンドの開放であったりとか、図書館の利用の拡大だったりとか、そういうことも状況を見ながら、やはり判断をしていかなければならないんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

小さな町であっても、大きな町であっても、それぞれの自治体で、それぞれの責任で、しっかり判断をしていくということが求められていますので、もちろんそういう国の、19日にまた国の方針とかも出されるとは思いますけれども、そういうものも十分勘案しながら、町としてどうすべきかということ、またできることを今後しっかり考えていかなければならないということ、改めて感じさせていただいたところでございます。

そういうことで、今後、教育部局、こども未来課、学童関係とか、町全体として、しっかりとした対応ができるよう、検討を進めてまいりたいというふうに思っています。議会の皆さんにも、そういう意味では、ぜひいろいろご意見を賜ったり、ご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、古賀議員の質問に対する答弁を終わります。

議長　以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

古賀靖子議員　　ありがとうございました。

議長　　続いて、10番、古賀知文議員の一般質問を許します。古賀知文議員。

古賀知文議員　　10番、古賀知文でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

初めに、現在、世界一部で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症により、不幸にも命を落とされた方々、また、今まさしく病魔と闘っておられる方々に対し、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。とともに、一日でも早い終息をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問を行います。

2点あります。

まず、1点目。民生委員、児童委員の待遇改善について。民生委員、児童委員の創設100周年に当たる平成29年9月議会で、私は、民生委員、児童委員の待遇改善について、一般質問を行いました。内容は、1つに地域コミュニティの高齢化、核家族化等の進行により、民生委員、児童委員——以下、民生委員、の活動内容が多様化し、負担が増している。より一層の行政のサポートが必要ではないか。

2つ目に、民生委員は、厚生労働省から委嘱されたボランティアで、活動費として、実費程度を国から保証されているが、国の補助に限りがあれば、町独自で予算計上してはどうかという発言をいたしました。対する、当時、石川町長だったんですけど、町長の答弁は、現在、民生委員、児童委員協議会に関しては、主に福祉課及び社会福祉協議会で対応しているが、必要とあれば、オール大木町でサポートする。活動費に関しても、今後、善意だけに頼るのではな

く、上部官庁に対しても要望活動に取り組むということでございました。

昨年が、民生委員の任期満了年次となっていたため、私も推薦委員として、区長さんたちと新しい民生委員の発掘に大変苦慮した経験があります。

今年の2月7日の西日本新聞に、福岡市が、民生委員の活動費を26年ぶりに増額する方針を固めた。また、行政関係の調査依頼を削減すると、委員の負担軽減を行うという文面がありました。そこで、平成29年9月議会の一般質問以降、私の質問に対し、行政としてどのように対応されてこられたかを説明願います。

なお、活動費について、近隣の大刀洗町、及び広川町との比較についても伺いたいと思います。

次に、2番目、気候非常事態宣言の具体案について、質問を行います。

昨年12月に、大木町は、気候非常事態宣言を表明しました。全国市町村の中で3番目、県内初ということで、報道機関により広く周知されたということでもあります。2008年に、大木町もったいない宣言を公表し、住民との協働で持続可能なまちづくりを目指し、全国的に名実ともに、環境の町として周知されている我が町としては、むしろ遅過ぎる表明という感も否めないというところでもあります。

12月定例会で議会の承認を経て表明したものでありますが、議会から、宣言の内容について、町として何を行うのかといったような具体策に欠けるといった意見がありました。今後は宣言の内容について、広く住民の意見を反映した具体策を検討し、整備するということになっております。

そこで、2020年度に大木町の第6次総合計画を策定するに当たり、地球温暖化対策はいろいろ考えられますが、特に温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に関し、第6次総合計画の中に何らかの具体案を取り入れる予定がある

のか。あるとしたらどのような内容か。現時点で分かる範囲で説明願います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、気候非常事態宣言の具体案について、答弁させていただき、民生委員児童委員の待遇改善については、福祉課長が答弁いたします。

昨年12月に、議会の承認を得て表明させていただきました気候非常事態宣言につきましては、その後の状況をご報告させていただきます。

12月議会では、ロンドン、ニューヨーク、パリなど、世界の主要都市を含め、1,200の国や地域が気候非常事態宣言を行っていることをお伝えしておりましたが、その後、国内でも急速に広がり、現時点では長崎県壱岐市、それと本町をはじめとして、国内15自治体が宣言するに至っております。

また国会におきましても、今年2月に、気候非常事態宣言の決議を目指す約40人の超党派議員連盟が発足し、今国会での決議を目指して取組を行っております。

また、環境省のホームページでは、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す自治体が紹介されております。その中では、本町を含む79自治体が表明し、表明した自治体の人口を合計しますと、約5,779万人となりまして、日本の総人口の約45.5%を占めるに至っております。

これらのことは、近年の気候変動に危機感を持ち、温暖化対策強化を求める住民の声が高まってきていると捉えることができ、本町の行動も、社会気運を高める一定の役割を果たしたのではないかと感じているところでございます。

しかし、そこに掲載されております自治体等の施策の内容等を見ますと、

まだ、どちらの自治体も手探り状態が否めずに、国策として捉えるべき大きな課題でもありますので、引き続き、国の動きを注視しながら、温暖化対策の緊急性を強く訴えていく必要があると感じているところでございます。

これらの動きを受け、小泉環境大臣は、温室効果ガス排出削減目標を、「パリ協定に水を差すことのない中身に、少しでも近づけられるように、11月にイギリスで行われるCOP26までに、最終調整をしっかりとやっていきたい」と、コメントを出しており、今後の日本の温室効果ガス削減目標の引上げと野心的な対策が注目されております。

さて、本町における気候非常事態宣言の具体案につきましては、議員がおっしゃるとおり、これから広く町民の意見を反映させるための町民会議を組織して、協議を進めていくことにしております。すぐにできることと、中長期の目標として取り組むべきことなどを整理して、温暖化に対する緩和策、気象災害などへの備えなど、計画を具体化していきたいと考えております。

しかし、既に気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、NGOなどのネットワーク組織である気候変動イニシアティブに加盟して、情報収集に努めておりますし、町民に対しましてもまずは正確な情報を伝えることが重要であるため、気候変動に詳しい講師を迎えて、3月に講演会を企画しておりました。あいにく、この講演会につきましては、新型コロナウイルスの影響で延期となってしまいましたが、今後もいろいろな方法を通して、町民の皆さんの行動の源となる情報の収集・発信に努めてまいりたいと考えております。

今後の取組としましては、まず公共施設の使用電力を全て再生可能エネルギーに切り替えていくことや、役場庁舎の空調、非常用電源設備の更新に合わせて、エネルギー収支ゼロの建物に切り替える。これは一般的にはZEBと呼ばれておりますが、その検討に入ることで、一般住宅への再生可能エネルギー導入



支援の拡充、今回、新年度予算でV2Hの拡充等も予定をさせていただきましたが、そのように再生可能エネルギーを、更に広げていく取組、農業用ハウス暖房の効率化の研究、護岸工事への間伐材使用など、様々な対策が想定をされます。

このような内容につきましては、町民会議等を通して、それぞれのレベルで取り組める事業を議論していきたいと思っております。そして、第6次総合計画に、温暖化対策への町の基本姿勢を盛り込み、町ぐるみで持続可能なまちづくりを目指したいと考えておるところでございます。

今回の町民会議の目的は、気候が非常事態であるという実態を、まずは町民の皆さんと共有し、自分のこととして捉えていただくことにあります。行政、住民、事業者が、それぞれの立場で適応策、緩和策を研究し、できることから行動につなげていくことが重要になってくると考えておりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解、ご協力をお願いし、10番、古賀知文議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

平成29年9月議会以降の町の対応についてですが、まず、1点目の「より一層の行政のサポートが必要ではないか」については、議員ご指摘のように、本格的な人口減少・少子高齢化社会に突入し、地域の課題は、複雑多様化しており、社会的孤立や経済的困窮、児童虐待や認知症高齢者の増加、さらには、相次ぐ自然災害対応など、民生委員児童委員の必要性が高まる一方で、活動上の負担は拡大し、全国的に民生委員児童委員の欠員が拡大するなど、新たな担

い手不足が全国的な課題となっています。

町としましては、誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して生活できるまちづくりを、地域全体で進めていくために、これまで同様に民生委員児童委員の活動が必要不可欠と考えておりますので、今後、民生委員児童委員が無理なく活動を続けられるよう、周囲の理解を深め、活動をサポートしていく体制を充実させていかなければならないと考えております。そのため、民生委員児童委員及び協議会の役割、活動に対する地域からの協力や支援を得る必要があり、地域内における交流の機会を増やしていくなど、特に行政区長をはじめとする関係者、関係機関との連携協力を努めております。活動内容につきましても、民生委員児童委員協議会の独自性を確保しつつ、活動の支援や委員相互の交流促進、研修等の在り方や、活動範囲、活動量等についても、協議会内での十分な議論を踏まえ、一部他事業への参加を取りやめるなど、負担軽減につながる活動内容の見直しを行いました。

関係機関との連携、対応の仕方については、これまで民生委員児童委員は、その時々に応じ、様々な役割を果たしてこられました。支援が必要な方の中には、個人のプライバシーや諸事情などあったりして、関わりが難しい場合もありますので、委員が一人で抱えがちであった課題に対し、福祉係や社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、看護師、介護支援専門員等、各専門職ほか、関係課職員が連携を密にとって対応していくように、見直しを図っています。地域住民に寄り添いながら、町や関係機関への橋渡しをお願いしたいと考えているところです。

今後も、民生委員児童委員協議会の皆様と十分に協議をさせていただきながら、ご意見・ご要望をお聞きし、引き続き、民生委員児童委員の活動を支援してまいります。

続きまして、2点目の活動費に対する町独自の予算措置についてですが、活動費につきましては、1人当たり年間5万9,000円が、国からの交付税措置とされていたことを踏まえ、本町では、現行1人当たり年間6万円を支給しておりました。しかし、来年度より国の単価が、年間1,200円増額され、6万200円となることを踏まえ、福岡市が活動費を増額されると同様、本町におきましても、来年度より1人当たり年間6,000円増額し、年間6万6,000円を予算計上させていただいている状況です。

また、近隣の大刀洗町及び広川町との比較につきましては、大刀洗町では、現行1人当たり年間6万3,900円が支給されており、増額の予定はないとのこと。広川町では、現行1人当たり年間9万6,000円が支給されているものの、その中から視察研修費や慶弔金等の積立てが行われているため、おおよそ年間6万円程度であり、今回、増額の予定はないとのこと。このため、本町の活動費支給額は、近隣の町と同水準ではないかと考えております。

以上で、10番、古賀知文議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の民生委員児童委員の待遇改善について一層の行政サポートが必要ではないか、についての再質問はございますか。古賀知文議員。

古賀知文議員　新聞紙上によりますと、福岡市は活動費用は、年間約1万円程度、独自で増額したと予定がありますが、増額の根拠はどのような内容か。また、福岡市が具体的にどのような内容の負担軽減を図ったのか。参考の上、大木町でできる内容であれば、改善を図るべきと考えておりますが、福祉課長にお伺いいたします。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 古賀知文議員の再質問にお答えいたします。

先月2月7日、西日本新聞で民生委員活動費、福岡市が増額でという内容の記事が掲載されておりましたので、福岡市へその内容について尋ねてみました。

福岡市では、現行年間10万2,000円を活動費として支給されておりますが、全国に20ある政令市のうち、千葉市の11万4,660円が最高で、福岡市は5番目であったことから、1万円程度増額して、政令市のトップ水準に引き上げることで、担い手不足に歯止めをかけたい考えであるとのことでした。また、負担軽減の内容については、民生委員が行政関係で複数の部署から任命されている理事及び委員、アンケート調査などの数が50程度あったため、民生委員児童委員協議会で、それぞれについて要・不要を協議し、必ずしも民生委員の出席、実施、活動等が必要ないものを削減していくとの内容でございました。

本町におきましても、先ほど答弁しましたように、負担軽減につながる活動内容の見直しは一定図ってきており、現在、通常の見守り活動等以外に、一部役員の皆様の複数の課から、14ほどの理事や評議員、各種委員として会議等に出席いただいていたたり、アンケート調査の依頼は行っておりませんが、時には福祉に関わるイベント等への民生委員児童委員の参加をお願いしたりしております。

今後も協議会内で十分に協議をさせていただきながら、活動しやすい環境整備に努めてまいります。

以上で、古賀知文議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　一層の行政サポートが必要でないのかについての3回目の質問は、ございますか。古賀知文議員。

古賀知文議員　これは待遇改善の全体についての3回目の質問ですけど、ただいままでの課長の答弁から推察しますと、2020年度には待遇改善についての何らかのアクションがあるのではないかと期待するのでございますけれども、町長の意見を伺います。

議長　答弁を許します。境町長。

町長　古賀知文議員のご質問にお答え申し上げます。

民生委員児童委員の皆さんにおかれましては、少子高齢化の進行であるとか、核家族化の進行であるとか、いろいろ社会状況が変化をしていく中で、困難な課題が増えているという、そういう中で、本当にそういう方たちにとって非常に重要な役割を担っていただいているということでは、本当に大変な御苦勞をお願いしているんだなということで、心からお礼を申し上げたいと思います。

やっぱり、そういう困難な課題を、民生委員児童委員さんだけに背負っていただくというのは、これはちょっと非常に負担も大きいですし、なかなか解決の糸口も見えにくい場合も多いかと思っておりますので、とにかく関係機関との連携を強化をして、一つ一つの事案に当たっていくということが重要じゃないかというふうに考えております。そういうような民生委員児童委員さんを含め、町であったり、社協であったりとか、いろいろ関係機関が連携をして、それぞれの個別の案件に取り組んでいくということが、負担軽減では一番重要ではないかということを感じているところでございます。

それと、民生委員児童委員さんの活動費に関しては、先ほど課長のほうから答弁がございました。国の動き、近隣の状況等を参考にさせていただいて、新年度から、1人当たり年間6,000円増額させていただいて、年間6万6,000円ということで、予算計上をさせていただいているということでございます。

活動費が、これが本当に適切であるかどうかというのは、なかなか難しいと思いますけれども、いずれにしましても、民生委員さん、児童委員さんの活動に対する期待はますます高まっておりますし、そういう方たちに対しては、周りとの連携体制をしっかりとることによって、一つ一つの課題解決に向けて対応していくということが重要だというふうに考えております。

以上で、古賀議員に対するご質問の答弁を終わります。

議長 民生児童委員の待遇改善については、以上でよろしいですか。

古賀知文議員 結構です。

議長 それでは、次に、気候非常事態宣言の具体案についての再質問はございますか。古賀知文議員。

古賀知文議員 先ほどの町民会議の組織については、初めてお聞きしたのでありますけれども、非常事態宣言の中で、温室効果ガス排出実質ゼロ社会の実現について、大木町は政府や他自治体に、対策の連携を働きかけるとありますが、私は環境の町、大木町としては、行動が消極的ではないかというふうに思います。県内市町村で、初の温室効果ガス排出実質ゼロの町を実現するための

実行案を、模索する必要があるのではないのでしょうか。

まず、現状の大木町のCO<sub>2</sub>排出量の値は、いかほどか。大木町全体として積算した値を知る必要があると思います。国の参考値、県や大学の研究機関の参考値等を基に、ある条件でのベースとなる値を知り、どの点のリスクを解消すれば、排出量ゼロの町を実現できるか。検討してみてはいかがでしょうか。

現在、大木町には、イチゴ栽培等、化石燃料を使用せざるを得ない事業もあります。また、栽培による光合成の差引きを勘案した数値の算出も必要と思われます。算出の過程で問題点や、努力すべき事業等が明確になるように思われます。

必要であれば、専門のコンサルに依頼する方法も検討すべきではないでしょうか。持続可能な住民活動のCO<sub>2</sub>排出量の削減方法を模索するために、基準となる値を知り、町民みんなが一方向に向かって、広く論じることが必要不可欠ではないかと考えます。今でもすぐ実行に移せるもの、長いスパンを要するもの、それらを大木町第6次総合計画の中に組み込み、町全体で行動したらどうでしょうか。意見を伺います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀知文議員の再質問にお答えいたします。

まず、行動が消極的ではないかとおっしゃるご意見につきましては、今後、町としてできること、それと住民の皆さんと一緒に取り組めること、事業所も含めて町全体で取り組めること等を検討させていただきまして、できる限り早い段階で形が見えるような体制を取っていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、基準となる値が要るんじゃないか。必要不可欠じゃないかというような議員のご指摘ですけど、この点につきましても、私も議員と同意見でございまして、目標を設定する段階とか、評価の確認に対しましては、やはり数値的な目標というのは必要不可欠だというふうに感じております。

しかし、実態としましては、今環境省が出しております温室効果ガス排出量算定方法のガイドラインというのがございまして、こちらのほうでも、そのベースとなりますのは、電気の使用量とか、化石燃料の使用量とか、そういうものがベースとなって、それを算定しまして、CO<sub>2</sub>の排出量はどれだけだというような計算方法になっております。

現段階では、電気につきましては、電力の小売り全面自由化がされまして、それぞれの電気、今までは九電が1本だったんですけど、電気の事業者がすごく多くなりまして、その把握が困難になっている。さらには個人情報の保護の観点から、情報をあまり表に出さないと。さらには化石燃料の直接的な使用量についても、全ての事業所がこの情報を表に出してくれないと、把握ができないということで、非常に現段階で、大木町のCO<sub>2</sub>の排出量を全て把握できるような状況ではないというのが、ちょっと残念なところではございます。

ですが、国の、先ほど申しました動きもありますし、国がその方向性を強めてきますと、そういう情報等についても開示されてくるような形に動くんじゃないかというふうに、期待しておりますので、まずは町として取り組めることを着実に行動に移していくということが必要ではないかというふうに考えております。

さらに、今後、どのような方法で取組状況を把握して、住民の皆さんの気運を高めていくかということにつきましては、専門家とか、研究機関のご意見等を伺いながら、取組を進めていきたいというふうに考えているところでござい



ます。

以上で、質問に対する回答とさせていただきます。

議長 気候非常事態宣言の具体策について、3回目の質問はございますか。

古賀知文議員。

古賀知文議員 もちろん大木町単独で、排出量ゼロにしたところで、意味があるのだろうかというような意見はあると思います。昨年12月、スペインで開催されたCOP25でも、アメリカ、中国、インド等の大量排出量国が、削減に消極的であり、世界は一枚岩になれず、諦めにも似た現状であります。

だからこそ、大木町から、日本からという考えが必要ではないでしょうか。2021年度からの大木町第6次総合計画により、大木町の温室効果ガス排出実質ゼロが、早期に実現することを期待するものであります。

最後に、町長の決意を伺いまして、私の質問を終わります。

議長 答弁を許します。境町長。

町長 古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

決意をとということでございます。この気候非常事態宣言、議会のご承認をいただきまして、昨年12月に公表させていただきました。

本当に気候変動、地球温暖化の問題というのは非常に深刻化しているということ、これは間違いのないと思っています。九州地方の12月から2月の平均気温も、観測史上最高だということが新聞に報道されていまして、その影響で大木町の農産物、農業にも随分、例えば売れないとか、競りが悪いとか、そうい

う影響も出てきました。本当に世界中で今、そういうような災害が頻発を  
いまして、ここ数年、本当に世界の雰囲気も変わってきているというふう  
に思っています。

大木町だけで何ができるかという、確かにそういう議論もあるかとは思  
いますが、ただ、こういう状況の中で、20年先、30年先の次の世代の  
時代のことを考えると、やはりいてもたってもいられない。やっぱり私  
たちができることは全てやっていかなければならないという、決意を込  
めた宣言だったというふうに考えております。

ちなみに2008年、ちょうど12年前の3月議会に、大木町もつたい  
ない宣言を、議会で議決をいただきまして、公表をさせていただきました。  
この中で、私たちは無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上、子供たち  
にツケを残さない町をつくることを決意しということをお話しております。  
さらに地球上の小さな、小さな町ではありますが、地球の一員としての志  
を持ち、同じ志を持つ世界中の人々と手をつなぎ、持続可能なまちづく  
りを進めますということも、きちんとうたっております。基本的にこの  
考え方を、ずっと大木町としては継承して、まちづくりをやってきまし  
たし、これから先更に加速をして、こういう持続可能なまちづくりを進  
めていかなければならない。その部分についてはしっかり、6次総合計  
画の中にもうたい込んでいく。持続可能な循環のまちづくりはうたい込  
んでいく必要があるというふうに思っております。

ただ、この気候非常事態宣言の、いわゆるCO<sub>2</sub>ゼロ社会、カーボンニュ  
ートラル社会にもっていくためには、かなり、暮らしのありようが変わ  
ってくる。だから一気に住民の皆さんに、例えば化石燃料を使っ  
ては駄目ですとか、電気エネルギーは使っ  
ては駄目ですとか、そういう議論というのは成り立たないと思  
うので、やはり現状からスタートする。今、そういうような暮らし方につ

て変えられるところがないか。すぐには変えられないけども、将来変える方法がないか。そういうところを、町民会議等を通じて、一つ一つ積み上げていく。あわせて町民の皆さんの理解をいただき、協力をしていただく。そういうような意識を醸成していくということも、非常に重要なことだというふうに思っております。

そういうことで、この件に関しましても、議会のご協力を賜りながら、大木町でできることを、ぜひ全国に先駆けて取り組んでいけたらというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長 以上で、10番、古賀知文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分からといたします。

休憩 11時04分

再開 11時15分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員 議席番号7番、益田隆一でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は本町における気候非常事態宣言についてお尋ねします。

ごみの現状について。失礼しました。幸先いいですね。

今や世界は新型コロナウイルスの猛威で騒然としており、国は緊急事態宣言を発令するほどのことになっております。一方、本町は宣言は違うものの、昨年12月に気候非常事態宣言を表明しました。近年、温室効果ガスに起因する気候変動による異常気象が常態化し、世界各地でかつてない気象災害が頻発しております。

このような状況を踏まえ、本町でも気候変動に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、町民の皆さんと情報を共有し、脱炭素社会に向けた取組の精進、温暖化の影響に適応していくことを議会の同意を得て、その決意を町内外に表明するとあります。

おっしゃっていることはもったもであり、大変素晴らしいことだと思います。町民からすれば、ただ宣言したものはいいものの、いまいちピンと来ていないことと思います。

さて、先日、大木町環境保全対策協議会が開催され、町内を巡回した結果、不法投棄が減っていないのが現状でした。以前、ポイ捨ての問題に対して一般質問させていただきましたが、再度質問いたします。

町民の皆様との協働により、全国有数の環境先進地となった本町ではありますが、一方で、このような不法投棄が減らない現状をまちとしてどのようにお考えなのか、そしてどのようにすれば減るのか、お考えをお尋ねします。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 7番、益田隆一議員の一般質問についてお答えさせていただきます

す。

まずもって、益田議員におかれましては、日頃から町環境保全対策協議会の委員として、野焼きや不法投棄の防止など、本町の良好な生活環境の保全にご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

初めに、本町における不法投棄の状況から申し上げます。過去3年間の不法投棄の件数につきましては、軽微な事案を除き、台帳に記録しているものだけで、平成29年度は37件、平成30年度は30件、また本年度につきましては14件が発生しております。年々減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状況にあります。

投棄物の内容といたしましては、レジ袋に入った家庭ごみのほか、テレビ等の大型家電や家具類など、粗大ごみに類するものまで様々なものが不法に投棄されています。

特に粗大ごみを不法投棄される場所といたしましては、近くに民家がなく、車の通りが少ない荒廃地が多く、発生する時間帯は夜間に集中をしております。

また、各地域内のごみ置場などに、まちが回収しないテレビや冷蔵庫、産業廃棄物等のごみが置き去りにされ、各地域において対応に苦慮されていることも見受けられます。

住民からは不法投棄の通報が寄せられた場合は、即座に現地へ出向き、確認作業を行い、投棄者を特定できた場合につきましては指導し、投棄物を引き取っていただいております。不法投棄が絶えない箇所に至りましては、一時的に防犯カメラを設置することで、抑止効果が生まれ、不法投棄を減らせる可能性が高まるというふうに考えております。また、特に悪質な場合は、警察と連携して対処をしているところです。

現在、まちが行っている不法投棄防止対策といたしましては、春と秋に各地

域で行っていただいております一斉清掃「クリーンおおき大作戦」や、中学生とタイアップしましたポイ捨てごみなくし隊との清掃活動等を通して、日頃からきれいな環境を維持することを呼びかけているほか、シルバー人材センターへ委託しまして、各校区ごとに環境保全パトロールを実施しております。

また、不法投棄を未然に防止するために、雑草が繁茂している土地の所有者に対しましては、定期的な草刈りや清掃など、近隣の生活環境を損なうことのないよう、適正に管理していただくように指導を行っております。

さらに、不法投棄が比較的多く見られる場所を示しました不法投棄マップの作成を、現在検討しているところでございます。地域住民による監視の目が大きな抑止力となりまして、不法投棄の未然防止及び拡大防止につなげてまいりたいと考えております。

関係機関と連携した取組といたしましては、町議会や区長会をはじめ、県やJ A、商工会等で組織しております町環境保全対策協議会において、毎年啓発パトロールを行うとともに、不法投棄発生場所の確認や対応策について協議を行っているところです。

また、近隣自治体が広域的に連携しました不法投棄防止対策協議会を開催し、不法投棄における有効な対策や具体的な解決事例など、自治体間で必要な情報共有を図っておるところでございます。

不法投棄をなくすためには、人としてのモラルやマナー及びルールを守り、ポイ捨てや不法投棄をしない、させない意識を広げていくことが大切だと考えております。

不法投棄は地域の景観を損なうだけでなく、環境汚染を招くおそれもあることから、今後につきましても、より一層の不法投棄の撲滅に向けた施策の展開や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動等を通しまして、不法投棄されに

く環境づくり、美しいまちづくりに努めてまいります。

引き続き、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　本町におけるごみの現状についての再質問はございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　内容のほうは把握させていただきました。

私は、ご存じの方もおるかもしれませんが、環境に対する意識というのは積極でありと思っております。ごみの分別も特に抵抗なく当たり前のことであり、大木町に住んでいる限りは、ある意味生活するための条件と言っても過言ではないと思っております。これは私の個人的な見解でございます。

しかし、このような私のような考えを持っている方は本当に一部であり、環境に対する意識が高い方は、大木町民の1万4,300人全員ではないと思います。実際にごみのリサイクル率が67%と、分かるように、残念ながら3割以上の方はそれほど意識しておられない方もおられるかと思えます。

この3割程度の方々が全員理解していただくのは、大変難しいと思っておりますが、実際に私の周りでも、分別が大変だと、メリットがない、何のためにやっているのか分からないという声も多く聞きます。真面目に分別し、数字に貢献していただいている方からすると、あまり気持ちのいいものではないと思えます。

先ほどの話もありましたが、先月の2月21日に行われた環境保全対策協議会でも、ごみの不法投棄の場所を巡回パトロールをし、不法投棄はまだまだ完全に解決には至っておりません。このように、ごみを分別せずに適当に捨てる

人も、真面目に分別している人も、どちらもメリット・デメリットがないのであれば、よほど良心的な人でなければ継続していくのは難しいと考えます。

実際に分別しない人でも特に罰則がなく、真面目に分別している人も特にメリットがない、このような状態ではなかなか前に進まないと思います。

私は以前からずっと申し上げておりますが、やっていることが目に見えないと。形として出てこないのです、実感が湧かないということです。幾ら頑張っても環境にいいことをやっても、まちに対してどれくらい貢献している度合いも分からない、やっても実感がないというのが本音だと思います。

分別をしなかった時代に、どれくらいの税金が使われて、分別するようになって、どれくらいの税金がかからなくなったのか、これが数字で分かると、やってきたかがあると思います。単純に考えて、ごみの分別で経費がかからなくなった分、その費用が別の形となってまちに還元されているものと思います。実際にビフォーアフターでいうと、分別しなかった年に比べ、今現在どれくらいの費用が削減できたのか、金額ベースで課長にお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 7番、益田隆一議員の再質問に対しお答えさせていただきます。

これまでにごみの処理費につきまして、どれくらいの削減に至ったかというご質問でございますけれども、平成18年の循環センター稼働以降、稼働前の平成17年度と比較をしてみますと、平成19年から平成30年度まで12年間の排出ごみ及びし尿等、処理費の削減額等といたしましては、約3億3,000万円、年間平均では約2,800万円の削減につながっているというところでございます。



今後におきましても、町民の皆様のご協力を得ながら、排出ごみの減量化、また資源化を図り、ごみ処理費用の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、益田隆一議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　本町におけるごみの現状についての最後の質問はございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員　非常に興味深い数字でございました。実際に想像以上といたしますか、12年間で3億3,000万、これは町民の皆様の本当にご協力いただいたおかげでの数字だと改めて思いますね。年間2,800万、これは簡単に出来る数字ではないと思います。

これをやっぱり町民の方が、真面目にコツコツとやってきていただけてきた数字というのは、改めて聞くと感慨深いものがありますね。これは私の感想でございますが、数字としては把握できました。

課長がおっしゃるとおり、本当にこの数字を出していただくのは大変難しかったと思います。しかし、この数字を出して目標もなく、ただ環境にいいからということで強制的にやりなさいというのは、最初はいいかもしれません。これが継続して、数字としてずっと伸びていくというのは、なかなか難しいことだと思います。実際にこの67%からなかなか増えないというのは、数字として明らかだと思います。

毎回お約束でございますが、民間で例えると、頑張って売上げを上げてくれる社員に対して、株式会社大木町の社員に対して給料を上げるわけでもなく、何の見返りもなく、何の目標、説明もなく、ただ売上げを上げてこいと言われ

でも、社員のやる気は失うと思います。売上げを上げるトップセールスマン、私とは言えませんが、よほどの愛社精神がなければ、一体何のために自分は頑張っているのだろうと思うことだと思います。

会社としては世間的にはいいことをやっていて、社員のためには投資をしているといっても、その社員はちゃんとした形として見えてこないことには理解してもらえないと思います。やはり形として社員にこれだけの目標があって、今現在これだけ達成していると、それをみんなで頑張ってここまで頑張ると、これだけの見返りがある、そして目標を達成するとこれだけの報酬がもらえるとしたほうが、社員としても目標があってやりがいがあると思います。

極端な話をします。今の町で例えると、町民の皆様には何の見返りもなく、ただまちの方針として今まで頑張っておみ削減に一生懸命頑張っているにもかかわらず、気候非常事態宣言により、さらに強制を強いられ、大変になるのではないかということに捉えられかねません。世の中がそのような方向に向かっていると分かっているにもかかわらず、ただ単純に強制を強いられていることを続けると、真面目に頑張っている町民の皆さんでも、これ以上は難しいと思われれます。

ですので、以前から申し上げているとおり、ちゃんとした形で数字として町民の皆さんがこれだけ頑張っているのだから、こういった形として皆さんに福利厚生として返ってきているというのを改めて表示すべきだと思います。

実際に私も町民の皆さんによく聞かれます。頑張っても今の生活は変わらないと、何かいいことがあるのだろうか、年々分別する数が増えてきている感じがする、もうこれ以上は無理、このような声を聞いていると、さすがにこれ以上の無理強い難しいと思います。

確かに、ごみゼロコンテストや環境に関する会議等に出てくる意見は、前向きな意見が多いのは分かります。しかし、そういった方々というのは意識が既

に高く、環境に対して前向きな方ですので、立派な意見が多いのは当たり前です。町民は全員そういった方ばかりではなく、マイナス的な意見を持っている方が大半なのが事実でございます。

執行部が声として拾っているのは、意識が高いほうだけの意見を取り入れているような感じがするのは私だけでしょうか。もちろんまちとして環境に関することが前向きに進むことが一番望ましいのですが、このマイナス的な意見を持っている方の意見も伺い、その方々を巻き込んで町民全体として動かない限りは、まちとしてこれ以上の前進はないと思います。

先ほどの古賀知文議員の一般質問でもありました。町民会議を組織すると。この町民会議もその組織の内容も、ぜひ検討していただきたいと思うところです。

では、どうやって巻き込んでいくことができるのか、これは私の個人的な意見で2点提案させていただきます。1点目は、先ほども申し上げましたが、このごみを分別したことによりこれだけの税金が浮いて、町民の皆さんにこれだけ還元しているというのを目に見える形として訴えること、何でもいいんです。この浮いた2,800万の税金で公園のベンチに換わった、給食費が無料になった、行政区の公民館がきれいになった、今話題のマスクが無料で配布された、形として町民に還元することでやりがいが出てきて、やっている感がします。

分かりやすく例えると、お隣の佐賀県のみやき町、ふるさと納税です。全国的にも上位であり、かなりの納税額があり、それが給食費無料になったとのこと。ふるさと納税の集め方は、世間的に見ても賛否両論あると思いますが、町民からすれば有り難い話であり、もっと頑張って納税してもらいたいと思うことでしょう。一方、本町のふるさと納税も、かなりの数字が納税されたにもかかわらず、町民から聞く声は、その税金は何に換わったのだろうという声も

よく聞きます。

2点目、あめとむちです。むちばかり打っても出てくるのは愚痴です。頑張ることにより自分に還元されることがあれば、この愚痴も感謝に変わります。分かりやすく例えると、分別するたびにWACCARDのポイントに換わる、やれ、やれと言っても何も褒賞がなければ、町民からすればブラック企業です。住みやすいまちどころか、住みにくいまちにすらなり得ます。

私は今ある規制を、この規制をすることを緩めてくれと言っているのではありません。気候非常事態宣言をすることにより、町民と一緒に頑張っていただきたいと考えているのであれば、何らかの対応を取らない限り、分別の数字が上げることはなく、町民から愚痴が増えてくるのではという懸念です。意識の高い人の意見を聞くのではなく、極端に言えば、逆に分別していない方々の意見を取り入れることも必要だということです。

個人的な意見も多々ございましたが、町長の意見をお尋ねいたします。時間もございますので、ぜひ短めをお願いします。

議長　それでは、簡潔な答弁を許します。境町長。

境町長　7番、益田議員のご質問にお答えいたします。

分別の状況、それによってごみ処理費用が浮いたと、そのことに関するインセンティブをつくったらどうかというような、そういうようなご質問だったと思いますけれども、確かに私の情報発信の在り方が、やっぱり一つ大きな課題だと思いますね。分別をすることが目的じゃなくて、分別のその先に何かあるのかということをしっかり伝えないといけないと。

分別をすることでどんなまちになるのかとか、どういう効果があるのかとか、

もしくは、また分別したものが何になるのかとか、議員がおっしゃったように、分別して費用が浮いて何に使われているのか、そこら辺をしっかりとやっぱり情報発信をしていくということが必要、それがやっぱりできていないんだと。

やっぱり何か小手先、目の前の分別、分別ばかり言って、それに終わっているもんだから、町民の皆さんもそれが負担感にしか変わらないという、議員のご指摘というのはもっともだと思うので、そこら辺については、ちょっと私どももしっかり工夫をしながら取り組んでいきたいと。

今までのごみを分別することで、分別する前に比べると総額3億数千万円の費用が浮いたという、そういう状況であります。これが本当に正確な数字かどうか、いわゆる分別する前と単純に比較しておりますので、いろいろ状況の変化とかがありますので、正確な数字かどうかというのは、それはさておきまして、ただ、かなりの効果があったことだけは間違いないと。

この浮いたものがどう使われるかということ、しっかり町民の皆さんに伝えるということが重要なことで、前石川町長の時もこの分について、例えばこの費用を使ってこっぴーっとホール、図書館とかを造りましたし、子育ての財源にしてきたということでお伝えをしてきたところでございます。ただ、それも例えば幾ら浮いて、この分の幾らが具体的に換わりましたというところまでは、十分伝え切っていなかったもので、そういうことも含めてやるのも面白いのかなと。

実際、例えば17年度と比べて前年のごみ処理費が幾ら減っているもので、この分はこう使いましたということ、どう使うかも含めて検討するのも、一つ面白いのかなというところは考えたところでございますので、ぜひそこら辺については少し検討させていただきたいということと、インセンティブにおきましても、町民の皆さんが分別することで、何らかのインセンティブというのも当

然必要だと思しますので、そこら辺も何かできないかということはWAKKA  
ポイント等も含めて検討させていただきたいというふうに思ったところござ  
います。

以上、簡潔にお答えいたしました。以上で終わります。

議長　それでは、以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わりますが、  
一言だけ。

益田隆一議員　ちょっと2分ほど余りましたので、一言だけ申し上げさせて  
いただきます。

最後に、この大木町は気候非常事態宣言を出しております。そういった中、  
まずは町民よりは職員全員がきちんとした意識を問われます。その結果、1階  
の入り口には職員の買物袋、マイバッグが置かれていると思います。まさかと  
思いますが、近くのセブンイレブンに買物に行くときに、職員自らマイバッグ  
を利用されていることと思いますが、まさかこの距離間でレジ袋を使われてい  
る課はないと思いますが、その辺のところは各課の課長の意識によるものかと  
思います。その辺のところは皆さん全員が意識を共有していただいて、異体同  
心となってやっていただくことをお願いしたいと思います。

もう一つ、最後、1分程度でお話しさせていただきます。これは皆さんのと  
ころにもテーブルがあると思います。これは全町民で取り組むためにも参考に  
なればと思い、資料を用意しております。

これは区長会長からいただいたものですが、小竹町で行われている一戸一美  
運動です。これはエコに特化しているわけではなくて、誰でも参加でき、まち  
の美意識を向上させることができると思います。これによりポイ捨てや不法投

棄が減り、意識の向上につながるのではと思います。これに参加していただいた方全員にWAKKAのポイントカードをつけるなどして参加者を募ることにより、まち全体がきれいになるのであれば、これほどいいことはないと思いますので、今回の非常事態宣言に絡めてぜひ参考にしていただければと思います。

以上でございます。

議長 以上で、益田隆一議員の一般質問を終わります。

続いて、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。小島裕司議員。

小島裕司議員 11番、小島でございます。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回、課税評価について伺いたいと思っております。本町では準都市計画区域に指定されたのは平成20年3月31日ではないかと思っております。先日、筑後市議会の一般質問を拝見し、大変参考になり、本町での取扱いはどのようなのかというのを単純にお尋ねしたいと思っております。

土地の固定資産税について他の行政では、土地の形状及び権利について補正が行われているようです。

まず参考資料を用意いたしましたので、参考資料1をご覧くださいよろしいでしょうか。これは土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表ということで、奥行きがどうか間口が狭かったらどうなのかとか、がけ地がどうなのかとかという一覧表がここに示されております。

このような調整率表が存在するようですが、本町にも存在するのでしょうか。また接道が取れていない宅地評価額の見直しは必要なのではないでしょうか。固定資産の評価は地方税法の規定により総務大臣が告示した固定資産評価基準

を基に評価すると、市町村長は必要があるときには所要の補正をして適用するということになっております。本町での補正を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 11番、小畠裕司議員の一般質問にお答えします。

大木町の宅地評価方式としては、路線価方式を採用しております。路線価方式とは、同一路線に沿接する土地は、価格事情を同じくするものと考え、路線に価格を付し、その路線価を基礎とし、個々の宅地の個性を評価に反映するために、それぞれの宅地の奥行き、間口、街路との状況等が宅地の価格に及ぼす影響を、標準宅地の状況との比較において計算し、評点数を付設するものです。

ご質問の大木町での補正ですが、一般的な補正として4つあります。1つが、奥に長い土地に使う奥行価格補正割合、2つ目が正面と側方に道路がある側方路線影響加算法、3つ目が正面と裏側に道路がある二方路線影響加算法、4つ目が不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法があります。以上の補正を使い、評点数を付設しているのが現状です。

ご質問の市町村長の所要の補正に関してですが、個別的な要因や影響が局地的であること等の理由で、路線価や状況類似地区の設定により評価に反映することができない場合は、その価格事情が特に著しい影響があると認められる場合に限り、個々の画地ごとに特別の価格事情に見合った所要の補正を行うことができるものとされていますが、大木町では個別的な要因での市町村長の所要の補正に関しては、近年においては新たに適用した実績はありません。

ここで以前から所要の補正を適用している部分がありますので、ご紹介だけ



しておきたいと思います。私道の補正と、2つ目が高圧線下地の補正、3つ目が宅地介在農地の造成費の控除補正、4つ目が排水施設の管理地補正が現在以前からずっと適用されている部分が存在します。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 課税評価についての再質問はございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。先ほどの課長の答弁のとおり、大木町での補正が今のところ現状ではあまりないということだったんですが、ここで画地計算法による補正について伺いたいと思います。先ほど課長の答弁にありましたとおり、一般的な補正が4つあるということでした。

ここで参考資料2をご覧くださいよろしいでしょうか。参考資料2が4ページほどになっております。

先ほど課長のほうが、後で答弁の最後のほうに付け加えられた部分もあるかと思いますが、これが画地計算法による補正ということで、具体的にこんなものだったら少し減額していいんじゃないかというようなことで、私は認識しております。

まず最初に、画地計算法による補正を全国一律で総務省が通知しております。この中でも市町村長による所要の補正として9項目、また固定資産評価基準の中でも補正要件があります。今回私が注目したいのは、本町でもよく見られる参考資料2の無道路地補正、また、先ほど課長が言われました高圧線下にある画地、それと建築基準法の規定による制限を受ける道路等に沿接する画地などがあるのではないのでしょうか。

先ほどの課長の答弁の中では、近年の適用の実績はないとのことでしたが、

大木町では筆数が何筆、もしくは何千筆、何万筆あるのか分かりませんが、これを全部調べて補正の適用になるかというのを検討するというのは、物理的に非常に不可能ではないのかと思っております。

では、税金の減免や返還は申請主義なのではないかと思っております。申請するに当たり、大木町の例規集を見たところ、参考資料2のようなものは見受けられませんでした。これが減額になりますよというのが例規集の中ではホームページ上、我々が目にすることができないものでありました。それでは、納税義務者本人がどのように固定資産の評価が行われ、補正が行われているのかどうか、どうしたら知り得ることができるのかをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 11番、小島裕司議員の再質問にお答えいたします。

まずご質問の無道路地補正と高圧線下の補正についてお答えいたします。無道路地補正は道路を造った場合の距離による補正率が違う、開設補正率ですね、例えば10メートル以下だとコンマ9の補正率を使うという状況になります。これに無道路地補正のコンマ6を採用しております。

なお、議員ご質問の建築基準法の規定により制限を受ける道路等に沿接する画地に関しましては、筑後市の補正の実施状況も踏まえ、近隣市町の担当者の検討会等で現状を調査して検討していきたいというふうに考えております。

次に、高圧線下の補正ですが、画地に占める高圧線下地の割合により補正率を決めて補正を行っております。

最後に、納税義務者本人が補正の内容を知り得るかのご質問ですが、現在納

税義務者の方にお送りしている各種帳票等には、そこまで詳しく掲載されているものはなく、もしお調べになりたいということでありましたら、お問合せいただければ補正の内容等、状況等についてはお知らせできるものと考えております。

以上で、11番、小島議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長 課税評価についての3回目の質問、お願いいたします。小島裕司議員。

小島裕司議員 ありがとうございます。先ほど課長の答弁の中で町民、納税義務者に対する周知徹底が僕は必要なのではないかと考えております。けれども、問い合わせていただければというと、非常に税務町民課がパニック状態になるかと思うんですよ。うちはこの課税評価が減額になるんじゃないかとかというのが一々尋ねられても、一々という言葉はちょっと悪いんですが、尋ねられてきましたら、税務町民課の職員では非常に対応が不可能なのではないかと考えております。

やはりこれは町民の方にも、こういったものについては減額措置が、補正率が行われますよというのを、何らかの形で会報なり官報なりに載せていただければ、それである程度のことは理解できるのではないかと考えております。

それで、もう一つ、本来課長にお尋ねしたいところだったんですが、町長に最後お尋ねしたいと思っております。本町での準都市区域指定以前における宅地開発等の共有道路または通路について、町長にお尋ねしたいと思います。

まず参考資料3と4をお開きいただいてよろしいでしょうか。

参考資料3は白黒でこういった宅地開発があったかという、ある程度計画案というふうに認識させていただきたいと思っております。これが平成20年の準都市

計画に入る以前の図面と申っていただければいいかと思います。上のほうに4条1項道路と、いわゆる町道が通っていきまして、そこに9軒ほど家が建っていると。中に共有地の通路が、AとBがありますよということです。

続いて参考資料4を見ていただければよろしいでしょうか。これはカラー刷りになっているかと思えます。カラー刷りを見ていただきますと、いわゆる準都市計画区域に入ると、建物が建っている土地というのは、公の道路に2メートル接しなければならないという建築基準法の中身があるかと思えます。

この絵で見ると、まず1番と3番の方は公の道路に接しているのがお分かりになるかと思えます。それから、続いて4番の方、7番の方というのは、この敷地延長とつけておりますけれども、2メートルを通してこの公の道路に行く。それから6番、9番の方も同じようになるかと思えます。ただ、残った5番、8番の方というのが、2メートルの接道義務が取れないのではないかと申しております。

こういったものは非常によく見られるかと思えます。これはあくまでも共有地、いわゆる準都市計画区域に入った以降に関しては、このような事態というのは発生していないと思っておりますが、それ以前、都市計画区域外ですので、道路に接しなくてもいいというようなスタンスで宅地開発が行われていたかと思えます。

これをいわゆる現行この言葉が適切なのかどうか分かりませんが、この5番、8番の方は既存不適格というような言い方をするのはないかというふうに考えております。このような土地の納税義務者または所有者がどのように、今度建て替えるときには建て替えられない状況が来るのではないかと、建て替えられないとなってくると、当然固定資産の補正が入るのではないかと。

建てられるから建てられないかというのは建築審査会を経て、たしか判断す

るのではないかと考えています。本町では建築主事がいらっしゃいませんので、県の南筑後県土整備事務所の建築主事に伺いを立てて建築審査会を開いて、この土地には建てられませんよ、建てられますよという判断が要るかと思えます。もう建てられないときには、基本やっぱり補正が入り、宅地では使えないというような状況になるかと思えます。それイコール宅地の税金が随分安くなるのではないかというふうに考えております。

このような土地をそのままこのような状態で残していくと、最後には誰も管理をしない、空き家状態になっていくのではないかと考えているところです。この救済措置として共有地の通路、皆さんがお持ちになっていらっしゃる、9人でお持ちになっていらっしゃる通路なんです、これをじゃあ、町の道路にしたらいんじゃないかというのが一般的に考えられることかと思うんですが、なかなかこの9人の方が合意して、じゃあ町に寄附しますよといってもどうなのかというところです。

たとえ9人の方が合意して、町に寄附しますよといっても、たしか、町の道路寄附の要件に関して側溝を入れなさい、舗装を入れなさいとかという、ちょっと高めのハードルがあるのかと思えます。やはりこれを地域の住民の方にお任せして、じゃあ道路にするかどうか、通路にするのか、皆さんで話し合ってくれというのは、なかなか非常に難しい話かと思っております。

ここはやはり町が、行政が音頭を取って、何らかの救済措置をつけるべきではないかと考えています。それが固定資産の評価にも反映してくるのであれば、ぜひ町の方針としてこの通路扱い、これを今後どうやっていくのか、多分たくさんあるという話ではないかと思うんですけれども、ほかのところにも水路を埋め立てて、水路が通路になっているというようなところもあるかと思えます。そういった部分についても、やはり固定資産を満額たしか、町の税金として収

入源としていけるのではないかと考えておりますので、やはり稼ぐという言い方はいけないんでしょうけれども、町の税金としてやっぱり100%納税していただくためには、このような処理というのをどういうふう to 今後行っていくのか、すぐ明日からしろという話ではなかなか難しいのかと思いますが、町の方針として今後はどのようにやっていくのかというのを、最後に町長の意見をお伺いしたいと考えておりますが、建設水道課長が言われるのであれば建設水道課長によろしく申し上げます。

議長　それでは、答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　申し訳ありません。小島議員の質問の趣旨としては、現状についての何らか困っている人に対する町の施策方針というのを示してもらう時期じゃないのかというご指摘だと思います。

今日の時点で答弁としてイエス・ノーができないところをご勘弁いただきたいと思います。趣旨としては今ご指摘されてある共有地の通路、これについて共有で持っていらっしゃるところで、建築基準法上の道路になり得るかどうかというところを、まず私のほうで確認をさせていただきたいと考えております。建築基準法上の道路にそもそもこの共有通路がなり得るのであれば、セットバック等の要件によって、後の再建築の道は開けるかと考えております。

もし、議員ご指摘のとおり、この土地が再建築ができない際にどういう救済というのができるのかというところについて、事実関係をもう少し勉強させていただきまして、いわゆる現在不適格のところに住んでいらっしゃるというふうになってしまえば、そこについての何らかの救済策というのをまちが取るべきなのかどうかというところも判断をした上で、またお示ししたいと考えて

おりますので、この場で今、救済策をどう考えているかというところについては、少し時間をいただいて答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　小島議員のご質問にお答えいたします。

具体的なことは、先ほど建設水道課長が答弁したとおりかと思えます。十分検討させて、またお答えを出させていただきたいというふうに思っておりますが、この課題、以前から議員のほうからいろんな形でご指摘をいただいている面であろうと。いろんなところにつながりがある、例えば固定資産税の課税であったり、狭隘道路の問題であったり、寄附採納の問題であったり、そこら辺に関係している部分でもありますし、個別によって全くケースが違うというような状況であるだろうと思えます。

ただ、まちとしてはやっぱり一定の基準、100%救えなくても7割、8割はそれで救えるというような基準は、やっぱり持つておく必要があると思うので、そういうことも含めて、具体的なそこら辺の救済措置、もしくは課税評価の方法についても考える必要があるのかなというふうに考えておりますので、そこら辺のところについては、非常にこの課題については難しい問題ではありますがけれども、議員がおっしゃられるように、やっぱり救済措置等について一定の整理をして、その分についてはしっかりお伝えできるようにしなければならないという、そこら辺の趣旨についてはしっかり受け止めさせていただきたいということで、答弁に代えさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長　それでは、以上で、11番、小島裕司議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を13時からといたします。

休憩	12時06分
再開	13時00分

議長　それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に続き、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員　1番、馬場高志です。議長の許可をもらいましたので、2つ質問いたします。

1つ目に、大木中学校に部活指導員の設置をという題目で話させてもらいます。

現在、任意のスポーツ団体等で活動している生徒の保護者から、正式な部活動を認めてほしいという要望が中学校に寄せられる中、顧問を引き受けてくれる先生がいないということが続いている状況、また、実際に希望される部活動を教えることができる教員がいないという場合もあると聞いています。

公益財団法人日本体育協会が行った、平成26年の調査では、全国の中学校の運動部の部活の顧問のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない教員の割合は、46%にも及ぶという結果が出ています。



また、日本の中学校教育の勤務時間は、2013年の国際教育指導環境調査では、参加34か国の中で最長となっています。これは、2018年も同じデータだそうです。

そのため、外部指導員を活用するケースも今までであったようだが、外部指導員の場合は活動中の事故等に対する責任問題が不明瞭であることなどから、外部指導者だけでは大会等に引率ができないという点が問題として残っている状況でした。

そのような中、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等に従事する、部活動指導員を設置できる学校教育法施行規則の改定があり、平成29年4月1日から施行されています。

大木中学校においても、保護者、生徒の声、多様な学びの場の創出、また、教職員の働き方改革の面からも、設置が必要だと考えるが、教育長の見解をお願いします。

2つ目、土地計画の見直しはということで、2019年の6月の議会において、国道442号線沿いと駅周辺の開発が必要ではという意見を申し上げた際、現在、農業振興地域整備計画の見直し作業に入っているということだったんですが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

という2つで、以上です。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、1、大木中学校に部活動指導員の設置をについて答弁させていただき、2、土地計画の見直しはについては、産業振興課長が答弁いたしま

す。

初めに、部活動の学校教育における位置づけについて、ご説明いたします。

学校教育法施行規則第72条には、中学校の教育課程、つまり授業ですね。中学校の教育課程は、国語、社会、数学等の各教科、道徳、総合的な学習の時間、並びに、特別活動によって編成するものと示されており、この中に部活動は示されておらず、各学校の教育課程外の学校教育の一環として行われているものであります。

学校の教育課程には位置づけられていない部活動ではありますが、中学校学習指導要領には、特に、生徒の自主的・自発的な参加により行われている部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであると、教育的な意義が高いと示されており、我が国のスポーツや文化の振興を大きく支えてきたと言えます。

大木中学校におきましては、現在、9の運動系の部と、2つの文科系の部があり、昨年4月に行われました全国学力・学習状況調査生徒質問紙では、運動部への所属は70.7%、文化部への所属は14.3%、いずれの部にも所属していない割合は15%となっております。これは、およそ全国の割合と同じで、約85%の生徒が部活動に参加し、技能や記録の向上を目指すとともに友情を深め、好ましい人間関係を築くなど、生徒の多様な学びの場となっております。

しかしながら、このように教育的意義の高い部活動ですが、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）では、教育に関わる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決できない課題が増えており、運動部を持続可能なものにするためには、運動部活動の在り方に関

し、抜本的な改革の必要性を提起しています。

福岡県では、このガイドラインに基づいて、福岡県運動部活動のあり方に関する指針（平成30年12月）を策定し、適切な運動部活動の運営と運動部活動の活性化を示しており、この中で部活動指導員を積極的に活用して、指導・運営体制を整える必要性を示しました。

部活動指導員は、技術指導だけでなく、校長は、部活動の顧問を命じることができ、これまで部活動外部指導者、いわゆるコーチができなかった大会・練習試合への引率ができるようになり、教職員の負担軽減、生徒のニーズに応える高い技術指導、指導者の複数配置による事故やけがの防止など、運動部活動の指導の充実が期待できます。

部活動指導員の配置については、学校の教職員の意向を尊重しながら、先行導入している各教育委員会における活用の成果や、運営面の課題、必要な予算等の情報を集約して、本町の運動部活動の改善の指針を策定することから取り組みたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 1番、馬場高志議員の一般質問、2、土地計画の見直しについてお答えいたします。

市町村が策定する農業振興整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律において法定計画として位置づけられており、本制度は、農用地区域の編入や除外だけの計画ではなく、町の農業振興をどのように図っていくのかの農業振興上のマスタープランでございます。

平成21年度に法改正がございまして、国・県の農用地の確保面積目標が設定をされまして、農用地区域から除外する農用地の厳格化、集团的農用地の（一団の塊）の10ヘクタールへの設定などがなされてございます。また、農業振興地域は、都道府県知事と協議し、指定するものとなっております。

福岡県におきましても農業振興地域が設定され、本町全域がその指定を受けており、また、国が設定した福岡県の農用地の確保面積目標は、約7万ヘクタールと設定をされております。

したがいまして、本町の全体見直しを行う場合においても、国の方針、また、その方針に沿って策定されています福岡県農業振興地域整備基本方針との整合を図りながら、全体見直しを進める必要がございます。

本町の本計画は、平成13年3月に策定し、それ以降につきましては、計画の一部見直しの手続により計画変更、農用地の除外、編入、用途区分の変更を行ってきております。また、土地改良事業地区受益地は、全て青地と位置づけられますが、その青地には、集落に接続している青地や一団の塊と外れている青地のほか、宅地等に囲まれた青地など、土地改良事業等により発生した狭小農地を、今回の全体見直しにより解消することを第一義に進めているところでございます。

見直し作業の進捗状況は、令和元年6月18日に整備計画策定に係る業務委託契約を締結いたしまして、6月27日に大木町農業振興地域整備促進協議会を開催し、全体見直しを進める旨の説明を行っております。また、広報おおき7月号において、町民の皆様にご覧いただき、全体見直し開始と併せ、この間、個別申出の中断のお知らせを行っております。9月には、住民意向調査の実施方法を検討し、その後、調査の実施・回収・分析作業、また、所在不突合等の確認作業、農振農用地の区分確認・整理にも着手し、本年度中にはおおむね

整理が終了する予定でございます。

令和2年度は、整備計画策定調査の期間といたしまして、整備計画の構想、その構想に基づく調査、住民説明会等の実施、県との事前協議を開始させる予定でございます。

予定どおり順調に進めることができましたら、令和3年度中には法手続の期間となり、策定しました整備計画（案）の公告と縦覧を経て、異議申出がなければ、県知事に整備計画（案）の協議を行い、整備計画を公告、整備計画の写しを農林水産大臣に送付し、産業振興課において整備計画の写しを一般縦覧に供することで、この一連の手続が完了することになります。

このため、全ての見直し作業が終了するのは、順調にいつて令和3年度末と見込んでいます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1点目の大木中学校に部活指導員の設置をについての再質問でございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　指標を出すというふうにおっしゃっていただきました。大変お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

お手数ですが、指針のほうで策定されましたら、ぜひ、その詳細等を今後教えていただければと思います。要望を出していらっしゃる任意団体の方の保護者の方々にも、それで説明をしたいと思っております。

ちなみに、近隣市町村の状況とか、実際、指標を、その後規則をつくるのも含めて、どのぐらいの期間が必要か、ざっくり教えていただければと思います。

以上です。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 1番、馬場高志議員の再質問にお答えいたします。

まず、福岡県の教育庁スポーツ健康課からの聞き取りですが、まず、県内における部活動指導員の配置状況について、ご報告いたします。

政令指定都市を省きます県内17市町で、現在、81名の部活動指導員が配置されているようです。ちなみに近隣では、南地区では大川市5名、八女市は20名募集のうちの12名、広川町が3名となっております。大川市は、5名のうちの3校に2名、2名、1名の配置です。

報酬といたしますか、1時間当たり1,600円ということで、これは八女市と同額になっております。年間600時間、1人120時間の指導時間になっております。ちなみに、この部活動指導員に対します予算措置ですが、各自治体では3分の1、県から、国からが3分の2という助成金があるようですので、こういった予算配置等も、補助金等も踏まえて積極的に配置に向けて情報を集めてまいりたいと思います。

部活動指導員の配置につきましては、先ほど申し上げましたように、大木町の中学校の部活動の方針を策定する必要があります。それに基づきまして、大木町の運動部策定の規則、要項を策定する必要があります。

令和2年度につきましては、まだ部活動指導員の予算化ができておりませんので、来年度は、この運動部の運営指針と設置の規則等の検討に入らせていただきたいと思いますので、具体的な実質の運営の予算措置につきましては、令和3年度以降になるだろうと思います。来年度は、その準備期間として捉えさせていただきますと思います。

以上で、1番、馬場高志議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 大木中学校に部活動指導員の設置をについての3回目の質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員 今後の流れがざっくり分かったので、すごく参考になりました。ありがとうございます。

学校関連ということで、これは答弁は求めませんので、私の学校絡みのことで1つご提案ということでお話しさせてください。

現在、学校再開がいつになるか分からないという状況ですが、この際、オンラインでの授業の取組を考えてみてはどうかと、個人的には思っております。もちろん、タブレットの支給とか現実的には無理だと思いますので、スマホとかで対応できればと思います。また、大木町はネットがちょっと遅いので、先生と生徒さんを一気につなげることは、現実無理ですが、単にユーチューブに先生の講義等を投稿して、それを見せるという方法もあります。スマホやネットがない家庭には、図書館とか学童等、ネットもしくは無料のスマホやパソコンを貸すなどできるんじゃないかなと思っております。

今後次第ですが、ご検討していただければと思います。

以上です。

議長 それでは、2番目の土地計画の見直しはについての再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　　すみません、この件に関しては、私の質問書が説明不足だったのかもしれませんが。私が利きたかったのは、個別の農振地区の変更案件ではなくて、バイパス442号線沿いや駅周辺の区域変更などには、以前、予算の審議の時も企画課の管轄で、都市計画として策定はしないとイケないという話を回答でもらったんですが、私も混乱してちょっとよく分からないんですけれども、先ほど2つ、6月に提案したような案件も、この整備計画案に含まれるということでしょうか、お教えてください。

議長　　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　　1番、馬場高志議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもちょっとお話をしましたけれども、土地改良事業地区受益地については、全て青地ということでございます。今さっき言われました442バイパスに接続しています農地につきましては、土地改良事業地区でございますので、そちらのほうは農振法上は青地ということになりますので、農振農用地という扱いになるかというふうに考えております。

また、駅周辺でございますけれども、駅周辺につきましては、土地改良事業地区外というところもございます。先ほどちょっと答弁で話しましたけれども、宅地等に囲まれた青地であったり、あとは、青地の一団の塊から外れています農用地については、検討の余地があるというところで考えております。

ただ、先ほどの一般質問の答弁で答弁いたしましたとおり、まず、第一義といたしましては、狭小農地、住宅であったり、あと、土地改良事業で残地として残った農用地について整理をしたいということが第一義でございます。

また、先ほど福岡県の基本方針で、約7万ヘクタールが国のほうから、福岡



県のほうは農用地としての目標面積が示されています。その中で大木町は全域1,843ヘクタールが農振農用地、そのうち農用地といたしまして1,070ヘクタールが農用地という指定がございますので、どうしても法的には都道府県との協議、同意が必要になってきますので、今現在の、県が目標を設定しております本町の農用地面積、それと、現在の、町が青地として今から市町村で定めます整備計画の中での面積は、基本的にはイコール関係にすべきではないかというふうには考えております。

いずれにいたしましても、今からの構想を令和2年度策定に向けて行いまして、県と事前協議を始めるわけがございますので、その令和2年度の前協議の中で、福岡県と協議の中でどのような扱いをするかというのを、駅周辺の農用地については検討の余地があるというふうには思っておりますけれども、現状といたしましては、国の基本方針に基づく農用地の利用計画というふうになっておりますので、農振サイド、産業振興課も土地利用の関係でいきますと、なかなか難しいかなというふうなことでちょっと考えておるところでございます。

1番、馬場高志議員の再質問の答弁は以上でございます。

議長 土地計画の見直しはについての3回目の質問でございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

今年度は、産業振興課で企業誘致のため東京でイベントに出展されて、問合せは4件あったと伺っています。結果にはつながらなかったと聞きました。当然かと思えます。空いている土地も転用する農地も、ほぼないんですから。ぜ

ひ引き合いがあった際には、提示できるような土地、宅地転用できるような場所を準備したいと個人的には思います。

これは要望にはなるんですが、最後、町長にお伺いします。

難しいというふうに先ほどの回答でもありましたが、町長としては、土地利用計画の見直しとしてどのようにお考えでしょうか。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　馬場議員のご質問にお答えいたします。

土地利用計画の見直しというのは、馬場議員ご指摘のように、住民の間でも非常に関心が高いというか、要望されていることではないかなというふうに思っています。

ただ、今回の農振地域の見直しに関しましては、あくまで農振法上で行う見直しでありますので、切り込めるとすれば、恐らく、駅周辺300メートル以内の計画のある土地について青地から外すかどうか、そこら辺が、恐らく、焦点になってくるのではなかろうかというふうに思っています。

それと併せて、例えば道の駅周辺であったりとか、そういうところの土地利用について、もう少し、例えば転用できるようにできないかとか、そういうご要望に対して、それをどうするかについては、根本的な土地利用計画の見直しをする必要がある。具体的に言えば、大木町はご存じのように全町域が農業振興地域ということになってはいますが、この中に、いわゆる都市計画区域を設定する、いわゆる線引きをする必要がある。その都市計画区域を設定することに関しましては、非常に高いハードルであろうというふうに、今の

ところ考えております。

いずれにしても、そこら辺の土地利用計画については、議会のほうでも再三ご質問いただいていることではありますし、どういう方法でできるのか、農振法上の枠内では、かなり難しいような状況でございますので、どういう方法でそういうところについて検討できるのかというのは、引き続き、検討していかなければならないというふうに考えております。

この件については、本当に議会のほうとも協議をしながら、例えば勉強会を開いて都市計画、地域をつくるとかそういうことがどういうことなのかも含めて、少し勉強会を開いていきながら、具体的に、現実にはできる方法、そういうのがあれば、ぜひ進めていかなければいけないのかなというふうに思っていますけれども、今ここでこういう方法でできる、こういう形でやるという具体的な方策は提示できないということでございます。

以上でございます。

議長　以上で、土地利用計画の見直しについての質問を全て終わりました。

以上で、馬場高志議員の一般質問を終結いたします。

続いて、3番、原田勝議員の一般質問を許します。原田勝議員。

原田勝議員　ただいま議長の許可を得ましたので、議席番号3番、原田勝が一般質問をいたします。

昼ご飯を食べて眠くなった皆さん、耳だけ傾けてもらえればよろしいです。

質問事項、対話と交流を重視した住民自治を目指せ。

まちづくりが目指していくべきことに、町の魅力、町への思い、地域力、町における人々の関係等が上げられる。

1つの事例を紹介すると、青森県にある三戸町では、役場と住民、地元の商工会など、各種団体との関係が、まちづくりに関して互いにお互いのお願いや押し付け合いから脱却できず、閉塞感のようなものが漂っていたと聞く。

そこで注目されたのが、三戸町の友好都市である静岡県牧之原市。同市の市長は、対話による協働のまちづくりを進めており、参考になると考えたようである。松尾町長就任後は、同市を訪れ、まちづくりについての話を聞き、まず、対話を三戸町に導入すると決めた。

2017年度から、職員を対象とするまちづくり人材塾をスタートさせ、さらに、町内会を対象とした町民と行政との直接対話によるまちづくり懇談会が開催されているようで、各行政区の課題解決につながっているようである。

町長が進める住民自治の方向性に叶う事例と思うが、本町においては、その端緒についたばかりであることは重々承知しています。

しかし、これから避けようのない困難な時代に向けた取組を強化し続けなければ、本町の生き残りはないと思うほど危機感を感じています。

先月行われた校区ごとのワークショップのような、対話を重ねることが重要であると考えているが、今後の方向性は。

以上です。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 3番、原田勝議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思えます。

対話と交流を重視した住民自治を目指せについてでございます。

現在、町では、令和3年度から8年間に取り組むべき第6次総合計画の策定

作業を進めており、町が責任を持って実施すべき施策をまとめた行政計画と、校区ごとの魅力等を伸ばし、課題等を解決する施策をまとめた校区計画を柱として構成する予定にしております。

その取組の一環として、先月、議員の皆様方にもご協力をいただき、校区別ワークショップを開催し、身近な住民だからこそ分かる魅力や課題など、多くの気づきを出し合っていたいただいたところでございます。

さて、議員が引用されております静岡県牧之原市や青森県三戸町の、対話でつくる協働のまちづくりの取組は、今、まさしく本町が目指そうとしている、住民協働のまちづくりから住民自治のまちづくりへと進化させていく上で、大変参考になる事例であると思っております。

行政と住民との対話はもちろんのこと、住民同士の対話を促進することで、多様な意見を引き出し、出された意見を尊重、共有し、つながりを構築していくことができるなど、そのメリットも多く、欠かせないものであり、対話の機会は多ければ多いほどよいと考えております。

議員ご指摘のとおり、私も少子高齢化を起因とする様々な課題への対応や、国を初めとする財政の逼迫など、直面するであろう避けようのない困難な時代に備え、危機感を持って取り組まなければならないと認識しております。

具体的には、町で実施している事務事業につきましては、ゼロベースで見直しを行うとともに、国から縦割りで指示された自主防災組織や見守り隊、大木ささえ隊など、現存する数々の組織体を整理統合し、簡素で総合的な視点で活動できる組織へと再編成していくことなど、これまでに類のない超少子高齢化社会に対応していくため、時代の潮流に即応した大胆な対応が必要であると考えております。

このようなまちづくりに関する転換期においては、住民の皆様のご理解、ご

協力なくしてはなし得ません。今後も、校区まちづくり計画の策定や住民自治の推進など、あらゆる機会を捉え、対話を重ねていかなければならないと思っております。

まずは、住民が楽しく、主体的に話し合いを進めることが大切でございますので、効果的な意見の引き出し役、進行役となるファシリテーターとして校区担当職員を配置し、話し合いのバックアップができればと考えております。

以上で、3番、原田勝議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、対話と交流を重視した住民自治を目指せについての再質問はございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　ただいま課長が言われたように、令和3年度から8年間に取り組むべき第6次総合計画策定作業を進めて、行政計画、校区ごとの計画をしていることは分かりました。

ちなみに、平成の大合併で三戸郡は5つの町と1つの村で構成されています。平成の大合併では、近隣の八戸市には合併せず、単独で本町と同じ、頑張っています。私が言いたいのは、男女問わず対話、コミュニケーションの場、機会づくりを考えていますか。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。北島企画課長。

企画課長　3番、原田勝議員の再質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、町も再来年度に向けて住民自治の推進ということで、大胆な転換期を迎えようとしております。そういった中におきまして、原田勝議員もおっしゃるとおり、住民と行政との対話はもちろんのことでございますが、これは今後いろんな地域のご高齢者の見守りのことであつたりとかということで、地域、住民同士のつながりの強化、コミュニティーの強化もやっていかなければなりません。

先ほどの答弁のとおり、そういった中で、そういった対話の機会を多くもっていくということはもちろんでございますが、そういった中で、今後のまちづくりに向けては、若年層、例えば中学生からも提言を受けたり、また、特に、本町で手薄な部分で申し上げますと、高校生とか大学生、これぐらいの若年層の意見を聞く機会等もございません。

よその町の例で申し上げますと、例えばそういった方々と意見を交換する場を持つということで、一般公募ではなかなか出席がかなわないということもございまして、住基でピックアップ、無作為抽出をして、参加してもらうような手続を取っておられる自治体もございますので、そういった手法も含めて、なるだけ多くの方との対話を促進し、来たるべき超少子高齢化……来たるべきとつか直視しております高齢化社会に向けて対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長　それでは、対話と交流を重視した住民自治を目指せについての最後の質問でございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　まだ大分時間が余っていますけれども。

これは答弁は求めません。要望、お願いで、私が言いたいのは、人それぞれ顔が違うように、物の考え方や行動、取り組む姿勢も違うと思います。社会一般的に、強い人や元気な人、仕事が早い方など、特に、何か優遇されがちだと、個人的には思いますが、社会一般的に内気な方とか消極的な方、仕事は遅いが丁寧な方などもいます。

一人で幾つもの充て職を抱える方も、本町にもいっぱいいらっしゃいます。住民の方が皆平等に、年配の方から若い方、男女を問わず、まちづくりに携わっていただきたいと思っております。

以上です。

議長　それでは、以上で、3番、原田勝議員の一般質問を終了します。

では、引き続き、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。

1、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進について。

2、大木町の主権者教育の取組について。

以上、2点についてお伺いいたします。

心豊かで潤いのある暮らしのためにも生涯学習の機会と充実が必要なものです。高齢化社会、超高齢化社会となり、現役を退いた60歳代、70歳代からの方が心身ともに充実した生活を送れることが町民の活性化、活気のある大木町の一因となります。

図書・情報センターこっぽーっとも10年を迎え、これまで文化協会を中心



に多様に活動され、例年、11月の文化祭では多くの出品者、出場者、入場者でにぎわっています。これが学びの生涯学習であるなら、協働のまちづくりに貢献する生涯学習もあると思います。

現に、大木町教育施策の目標には学びを活動につなげ、学校支援やまちづくりに関わる町民とあります。この点について、取組についてお伺いいたします。

大木町の主権者教育の取組について伺います。

昨年は、2月の大木町長選は立候補者1名で無投票、4月の町議選においても立候補者が定数12名と同じになり無投票となりました。この件について大変残念な思いをしている町民が少なくはなく、また、ここにいらっしゃる皆さんもこの状況をどうにかすべきだと考えていらっしゃると思います。そして、私もこの問題こそ早急に取り組むべき課題と考えております。

2月末、県の選挙管理委員会、教育委員会、明るい選挙推進協議会主催の政治学級活性化研究会の研修を受けてまいりました。講師は総務省主権者教育アドバイザーの藤井剛氏で、講義、「地域と教育の関わりについて」を受け、グループワークでは地域の課題を分析し、架空の候補者の市長選挙で主張、政策、演説内容を考えるというとても興味深いものでした。

参加者は主に県内の政治学級に参加されている方や久留米大学学生の投票促進委員会KU、教育事務所の職員など60名ほどでした。この研修で主権者意識の必要性を改めて考える機会となりました。

大木町の現状をお伺いいたします。

過去の選挙の投票率、選挙の取組についてお伺いいたします。また、明るい選挙推進協議会、政治学級の活動状況についてもお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。野田生涯学習課長。

生涯学習課長　2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、1、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進について答弁させていただき、2、大木町の主権者教育の取組については税務町民課長が答弁いたします。

ご指摘のとおり、生涯学習の考え方の中には協働のまちづくりに貢献する生涯学習の概念があると考えております。

今年5月に10周年を迎える図書・情報センターやホールの整備に併せて策定した大木町図書・文化等拠点施設運営計画において町民の皆さんの学習や様々な活動の支援を通して心豊かな自分づくり、暮らしづくり、まちづくりを実現していくことを目指すとし、そのために今回新たに始める図書館機能は、単に本を置くだけではなく町内外の様々な地域情報を集め、町民の皆様の様々な学びや活動に貢献できることとし、この図書館機能と併せて公民館機能、まちづくりセンター機能を一体化し、学習から実践までを総合的に支援できる拠点としての役割を果たすという理念を掲げるとともに、その実現のため、3つの方針を定めています。

1つ目は、町民の皆さんの知りたい、見たい、聞きたいといった様々な関心や学びに対して適切に答えられるよう情報提供したり、音楽会や演劇会、展示会などのイベント等を開催したりして町民の皆さん一人一人の学習を支援すること、これを学習支援としております。

2つ目は、学習によって高まったものを実践的な活動に生かしたり、展示や発表などを通して多くの人に伝えたりするなど、町民の皆さんの活動主体を応援すること、これを学習成果還元支援としています。

そして、3つ目は、町民の皆さんの様々な学びや活動の情報を蓄積するとともに、それを他の団体や違う分野の活動に広げ、協働のまちづくりを進化させることをネットワークづくり支援としております。

以上のような理念と運営方針に基づいて、図書・情報センターにおいて生涯学習の取組を行ってきたところです。

具体的な取組としては、学習支援では組織的な学習の場として、おおぞらセミナーを定期的に開催しているほか、各地区で主体的に行ってもらおうお茶の間学級、ホールやギャラリーを活用した芸術鑑賞の機会の提供などを行っています。

また、4か月健診のときに実施しているブックスタート事業や小中学校へ出向いての読み聞かせなどを通して子供たちの創造性や感情を豊かにする取組を行っているほか、いきいきサロンや出前講座などに出かけて高齢者を対象とした認知症予防にもつながる読み聞かせなども実施しています。

次に、学習成果還元支援では、学習した成果を発表する場として文化祭やこっぽーと音楽祭などを開催しているほか、ギャラリーを活用して作品を展示したり、ホールのグランドピアノを活用できる、利用できる機会を設けたりして学習の成果を発表できるよう支援を行っております。

ネットワークづくり支援では、町民やまちづくり団体などがそれぞれの得意分野を発揮しながらまちづくりを実践することを支援する町民協働推進事業を推進し、協働によるまちづくりの成功事例や町民の成功体験を積み重ねることを目指して展開してきました。

さらに、地域全体で子供たちの学びと育ちを支えとともに学校を核とした地域づくりを進めるため、地域学校協働活動推進事業を今年度より着手したところです。

以上のような取組を通して、遅々とした歩みではありますが、図書・情報センターを支えていただいているボランティアの方々は年々増えており、そのボランティアグループが中心となって開催する夏休み恒例の夕涼み会は大盛況のイベントに成長しております。

今後、本町においても高齢化と人口減少が加速していくことが予想されますが、今から20年後の社会のありようを構想しながら図書・情報センターを中心に体育館やホール、子育て交流センターなどの施設が立地するであいの広場こっぽーとをさらに魅力ある空間としてブラッシュアップしていくためのプランを九州大学と連携して作成することとしております。このプランの中で学校支援やまちづくりにつながる人づくりや学習支援に関する施策をしっかりと盛り込み、着実に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。次、税務町民課長。

税務町民課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

大木町の主権者教育の取組についてでございますが、まず、過去の選挙の投票率については、皆様のお手元にお配りしております説明資料1、投票率の推移のとおりでございます。

国政選挙における全国的な投票率と同じように、本町においても年々投票率が減少傾向にあることが分かります。

また、若年層の投票率についても説明資料2の年代別投票率の推移のとおりで、20代が一番低く、それに次いで10代、30代が低い結果となっております。

野口議員がおっしゃるとおり、主権者意識の低下はまちづくりへの参加意識の低下につながり、ひいては、私たちの生活にも直結してくる重要な問題ですので、皆さんのお知恵を借りながら息の長い活動を続けていく必要があると認識しております。

次に、選挙の取組ですが、後ほど説明します明るい選挙推進協議会の活動に加えて、若者に選挙への関心を持っていただくために中学生の選挙の模擬体験のため、生徒会選挙の際に投票箱、記載台等の選挙機材の貸出しを行ったり、選挙に合わせて若者枠で投票立会人の募集を行い、期日前投票や当日投票の立会いをお願いしたりしております。

3つ目に、大木町明るい選挙推進協議会の活動状況についてですが、通常時と選挙時に分けて説明をさせていただきます。

通常時は毎年講演会を開催し、明るい選挙の推進を図っております。また、小中学生には明るい選挙啓発ポスター作品を募集し、選挙のときに期日前投票所の通路に展示をしております。令和元年度は149点の応募がありました。

そのほか、新成人者へのリーフレット配布や南筑後地区の研修会等への参加も行っております。

次に、選挙時ですが、スーパー駐車場で街頭啓発や投票棄権防止町内巡回、3日前、前日、当日と行っております。

及び、期日前投票及び当日の投票立会い、並びにスーパーや道の駅、図書・情報センターなどの施設での投票アナウンスなどを行っております。

最後に、政治学級の活動状況ですが、大木町では1つの政治学級が毎月第2水曜日に定例で活動されてあります。活動内容としましては、議会だよりや知っておきたい今年の予算などで討議をしたり、議会傍聴の実施に加え、今年度は議長、副町長との意見交換会等を行われております。

また、各種研修会への参加や広川町の政治学級との交流会も実施され、取組状況等を意見交換し、活動に生かされています。

主権者意識を高めていくことは一朝一夕には解決できません。まずはいろんな活動に参画していただきながらまちづくりへの関心を高めていただくことが重要だと思います。

少子高齢化社会の到来で町の財政が逼迫してくる中、ますます地域コミュニティの役割が重要となってきます。自分たちの地域は自分たちで守っていかんだという意識を持つ人たちが地域が増えていくように町としても最大限の支援を行っていきたいと考えておりますので、議員各位のご支援をよろしく願います。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、社会を生き抜く力を育み、人・地域のつながりをつくる教育の推進についての再質問、ございますか。

2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　答弁、ありがとうございました。

図書・情報センターが図書館、公民館、まちづくりセンターとしての機能を持ち、多様な運用で多くの町民の生涯学習の場になっていることがよく分かりました。今後はであいの広場こっぼーとの更なる空間についてますます活用に期待いたします。

また、地域学校協働活動推進事業により協働のまちづくりに貢献する生涯学習が進むことを期待いたします。

こちらは環境課の取組ですが、大木町くるるん町民ガイドについて紹介させ

ていただきたいと思います。

2月26日の西日本新聞に循環の輪を回す教育の力と題し、ごみゼロチャレンジプログラムに取り組む児童、家庭の様子から本町の取組が紹介されていました。

同ページに循環セミナーイン天神では3月14日に西日本新聞会館で大木町の取組を学ぶイベント案内があり、循環のまちづくり研究所の中村代表と大木町くるるんの町民ガイドの北原氏が紹介されていました。

このイベントは残念ながら新型コロナウイルス対策で延期となりましたが、この大木町くるるん町民ガイドの活動も町の生涯学習の目標、ふるさとの文化を愛し、創造する町民、学びを活動につなげ、学校支援やまちづくりに関わる町民であります。

町民ガイドのように町民がまちづくりに関わる機会を増やし、自分を生かせる場を増やすことも生涯学習に位置づけられるのではないのでしょうか。

今後の各課の連携した取組に期待し、最後に、もう意見になりますけれども、北原氏の言葉を紹介させていただきたいと思います。

循環センターのガイドに携わるに当たり、たくさんの資料に目を通しました。それにより循環の仕組みはもとより、当初から取り組まれてきた方々の発想や行動力、それから、熱い熱い思いを知ることとなり、ますますガイド意欲をそられました。私は、大木町の循環の取組を町民目線でお話ししています。参考になります、こうしたときの対処法は、視察者の興味、関心も高く、私のほうが刺激をもらっています。この循環の取組を多くの人に知ってもらい、実践する団体が増えることを目標にガイドに関わっていきたいと考えています。

北原氏のように町を知り、自分を生かす場で関わる、今後の各課の連携で目標の学びを活動につなげ、学校支援やまちづくりに関わる町民が増え、ますま

す活力ある大木町になることを期待し、意見といたします。

以上です。

議長　それでは、次に、大木町の主権者教育の取組についての再質問はございますか。

2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　資料の提示などありがとうございます。資料2の年代別投票率の10代と、私が調べました全国の投票率を比べてみますが、平成28年7月の衆議院選、約46.78%、平成29年10月衆議院選、約40.49%、令和元年7月参議院選、約32.28%でしたので、そう大きく大木町の特性が出ているわけではないと思いました。

主権者教育でまず投票率を上げる、選挙に行くというのは、狭い意味での主権者教育であると考えます。

私事ですが、毎年大川三瀨法人会で町内の小学6年生に、また、今年度より大木中学校に租税教室を行い、税の仕組み、役割、その使い方を決めるのは議会で、議員を選ぶ選挙についてお話をします。

私は、今年は大溝小学校で行いました。昨年までと自分の立場が変わり、税金の使い方を決めるのは議会という言葉の重さに大変緊張いたしました。その学習での資料には全戸配布の知ってほしい今年の予算や広報おおき、議会だよりを使用し、身近なことから捉えてもらえるようにしています。

児童の感想には、議会で税金の使われ方が決められていることを知りました、税金についてもっと関心を持ちたいと思いますという議会に触れた感想の児童も数人いました。



議会のほうでも2月22日に予定していました議会報告会、意見交換会では大木中学校、三潕高校、大川樟風高校に案内し、生徒の参加を呼びかけていました。来年度は男女共同参画審議会のほうの計画として模擬議会を行い、議会を身近に考えてもらえる機会を進めているところです。

しかし、このような新たな時間を設けることは多忙な教育行政では大変厳しいことと思います。先の藤井先生は、例えば、朝のホームルーム時に担任が「昨日の選挙は迷ったな」の一言や、小さい頃に投票所に親と一緒にいくの暮らしの中での一言や行動でも大きく主権者意識は変わってくると話されました。

教育長にお伺いいたします。

本町は高校がなく、大木中学校卒業とともに町の教育から遠くなります。だからこそ18歳への選挙権引下げが18歳だけではなく、小中学校からの体験的な主権者教育に求められてくると思います。主権者としての身につけてほしい課題の設定や思考、判断、行動力の力です。

学校教育での主権者教育の取組についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の一般質問の再質問に対してお答えいたします。

主権者教育の捉え方につきましては、平成18年改正されました教育基本法の教育の目的に、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うと示されております。

広義の意味では学校教育や社会教育、家庭教育そのものが主権者を育てる教育であると考えられます。

その中で、学校教育につきましては、小学校は今年4月から、中学校は令和3年4月から完全実施されます新しい学習指導要領に現代的な諸課題に対して求められる資質・能力の一つとして主権者教育、主権者としての求められる能力の育成が位置づけられております。

主権者教育の目的は、文部科学省主権者教育の推進に関する検討チームのま  
とめには、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、  
主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力  
や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を  
身につけさせると示されています。

具体的には、先ほど野口議員がおっしゃられました論理的な思考力や課題に  
ついて多面的・多角的に考え、公正に判断する力、課題を見だし、協働的に  
追求し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度などが考  
えられます。

また、主権者教育について、育成する資質・能力に関連する教育内容につ  
きましては、小学校では社会科、道徳科、家庭科、特別活動、中学校ではこれに  
加えて理科、技術・家庭科が挙げられており、各学校の教育目標や児童生徒の  
実態に応じて指導計画を作成し、実践することとなっています。

ここで先ほど配布させていただきましたこの中学校3年生、今年度ですね、  
9月に実践しました大木中学校3年生の大木町の未来を町長に提言するという  
この授業についてご説明いたします。

本来はここで新聞の掲載された記事を紹介できればよかったですけれども、  
厳粛な、厳格な議会の中で著作権等問題がありまして紹介できませんでしたの

で、町のこの資料を使わせていただきます。

中学3年生は環境学習を総合的な学習で行っているわけですが、今年度の3年生につきましては、学習の到達目標といたしますか行動目標を町の首長であります町長に提言しようという、こういう目標の下で学習が展開されております。

学習は通常、学級内、学校内で終結するんですが、この今年度の実践は境町長に自分たちのプランを提言していくと、非常に大胆な、ダイナミックな授業であります。

ここにありますように、子供たち、生徒は、生活排水、堀、景観、自然エネルギー、ごみの資源化、農業、高齢者目線の環境、子供目線の環境、ごみの分別と9の領域に分かれまして、それぞれグループに分かれて自分たちのテーマを設定した。

議員の皆様方、この中学3年生が設定したテーマについてはそれぞれご意見、ご感想がとおりだと思っておりますけれども、中学3年生、15歳の生徒がこれだけの課題意識を持って取り組んだというのは、私は、やっぱり、感動に値すると思っております。

そして、グループセッションの下、3つの代表グループを選んで10月1日、境町長を学校にお招きして提言をしたわけです。

新聞記事を、ちょっと長くなりますが、紹介させていただきます。

環境学習の一環で初めての取組、3年生145人が36のチームに分かれ、堀、景観、子供目線の環境などのテーマで施策を考案、9月24日に発表し合い、代表の3チームを選出した。代表の生徒たちは、観光客を呼び込むためのオリジナルサイクリングコース、特産の農産物や堀の景観を生かした映えスポット、ごみリサイクル率全国1位となるためのスマホアプリ開発を提言、町を観光客に楽しく知ってもらうにはよいところを町民が知らないといけない、見

方を変え、よいことを探すのが大切など指摘した。

境町長は各施策を具体的に検討し、少なくとも1つは実現すると約束、やることになったら協力してほしいと呼びかけたと、こういう新聞の記事でございます。

まさに座学で終わらない、自分たちがこの境町長に提言するということでフィールドワークの中で課題を見つけて、その情報を集めて適切に発信していくと、まさにこういう姿が私たちの目指す主権者教育の姿ではないかなと思っています。

ちなみに、この優秀作品は環境壁新聞の入賞作品として現在循環センターのほうに掲示しておるところで、ご覧いただきたいと思います。

また、小学校につきましては、これほどのダイナミックな学習はなかなかできませんが、学習指導要領の特別活動、学級活動という領域がございます。その中で学級や学校における生活づくりの参画、学級や学校における生活上の諸問題の解決という明確な指導内容があります。

いわゆる学級会活動、話し合い活動でございます。小学校の低学年から高学年まで自主的に、自発的に課題を見つけて学級や学校をよりよくするための話し合いをしていきます。多様な意見を取り上げて少数意見を尊重しながら合意形成を図りながら、折り合いをつけて話し合いの最後の議決に結びつけていく。

もし、機会がございましたら、議員の皆様も小学校の中でこういう話し合い活動、常時行われております。ぜひ、ご覧いただきたいと思います。まさにミニ議会に当たるだろうと思います。

また、学校では代表委員会、中学校では生徒総会ということで自主的・自発的な学習が展開されておりますので、こういったことも主権者教育の素地として非常に大事な教育だろうと考えているところです。

教育委員会としましては、このように学習指導要領に示されました現代的な課題に対して求められる資質・能力や育成するための指導法など情報を提供するとともに、特色あるこのような学校の事例等を紹介しながら、自らが社会の一員として考え、行動できる力を身につける主権者教育の充実のために各学校、教師の指導に努めてまいりたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 本町の主権者教育の取組についての3回目の質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 ありがとうございます。

答弁いただきましたように、中学3年生のこの社会の構成員の一員としての課題意識を持つての取組、大変たくましく成長していただければと思います。

また、小学校とかでの学級会活動、話し合い、ディベートとか大切な時間だと思えます。子供たちに何のために学ぶのか、何を知っているかではなく、何ができるか、理解していることをどう使うか、どのようにして社会や世界と関わり、自分らしくよりよく人生を送れるか、その力を育むことだと思えます。

初めに紹介いたしました総務省主権者教育アドバイザーは、講師料、交通費ともに国負担で講義に来ていただけるそうです。内容も今回のようなワークショップもありますが、学校への出前授業もしていただけるそうです。参考までにですね。

最後に、町長にお伺いいたします。

町長が目指す協働のまちづくりにこの主権者意識はなくてはならないもので、

第5次総合計画施策の方針の「みんなの力で未来をつくるまち」に関しては答弁資料の投票率の推移を見ても無投票の多さと町議選の投票率の下落は予想どおりですが、本当にむなしいものです。明るい選挙推進協議会が毎年行われている講演会も随分参加者が少なかったと聞いております。

みんなの力で未来をつくろうという、そういう意識は育っているのか、大変疑問に思います。

施策は、1つは男女共同参画条例が施行され、また、それぞれの校区にコミュニティーセンターが設置され進んでいるように見えますが、もっと大事な意識形成での人づくりがまだまだ不足しているのではないのでしょうか。

施策方針に述べられたように、令和2年度は大木町第5次総合計画10年目の最終年度となり集大成の年です。達成状況や課題を検証し、策定される第6次総合計画にこの主権者としての意識づけが必要であると考えます。

町が目指す主権者増と、それに対する取組についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口裕子議員のご質問にお答えいたします。

選挙の投票率を見る限り、全国の傾向に合わせて、本町においても国政選挙並びに地方自治体、いわゆる町長選挙、町議会選挙、これ無投票だったんですけども、そういうところに対する関心がなかなか高まらない。やっぱり、主権者意識がまだまだ十分育っていないのではないかという、そういうようなご指摘だろうというふうに思っています。

この主権者教育ということは、今まで担当課長であったり、教育長が語る述

べてまいりました。

杉課長は、主権者意識を高めるというのは、単に選挙に行きましょうとか、そういう話ではなくて、やっぱり、いろんなまちづくり活動に参画をすることでまちづくりに対する関心を高めることだというような答弁をしたと思います。少なくとも自分たちの地域は自分たちでよくするという、そういう意識から出発するということはまず大事なことだろうというふうに非常に強く思うところでございます。

あと、野口議員のほうからくるるんのボランティアガイドの北原さんのお話をご紹介いただきました。まちづくり、いわゆるそういうまちづくりに参画をすることで非常に関心が高まったという事例をご紹介いただきまして、本当にそういう人が一人でも増えていくということが非常に大事なことだろうというふうに思っていますし、先ほど教育長のほうが中学3年生の環境提案をしていただいたと、私はその中で少なくとも1つは実現をしたいと、できれば全部実現をしたい。

ただ、大事なはその過程で、できれば中学生に関わっていただいて、一緒にどういうことするかという具体的なところを協議していくような、そういうことまで実現できればいいと思っていますし、気候非常事態宣言においても、やっぱり、将来、子供たちの時代の問題ですから、子供たちも含めて町民として、町として何ができるのか、そういうところも一緒に考えていく、そういうような機会をとにかくつくっていくということが非常に大事なことはないかなというふうに思っています。

主権者意識であったり、住民協働であったり、ふるさと教育であったり、いろいろ言われますけれども、結局は自分たちの地域をどうよくするのか、それに対して、こどもにしろ、大人にしろ、どう関わっていくのか、そういうこと

が大事なことであって、そういうことに関わり関心を持つことでおのずとやっぱり地域をよくしたいという思いが芽生えるのであって、その延長線上で、例えば、議会選挙、もしくは、自分が議員に出てよくしようとか、町長に出てよくしようとか、そういう意識を持った人が増えてくるんだろう、そうすることで町がよくなってくるんだろうというふうに思っていますので、とにかく町に対する関心をいかに持っていただくか、そこら辺については本当に住民の皆さんと一緒に取組を進めていきたいというふうに思っています。

ただ、大木町、くるるんガイドの方も多分おっしゃっていると思うんですけども、生ごみ分別は非常に大きな成果を上げた、ほとんどの住民の皆さんに協力をしていただいていますけれども、生ごみ分別の成果で何が一番大きかったかという、住民の人たちが、自分たちがこのシステムを支えているという参加意識を持っていただいたと、いわゆる生ごみというマイナスのものを一緒に資源にするという取組を通じて一緒にそういう町をつくろうという、そういうところに立ってもらったというのが生ごみ分別における一番大きな成果ではなかったのかと、せつかくそういうものを、住民の皆さんとの協働意識のスタート地点に立ったので、それをもう少し発展させる取組が本当にできているかどうかというのが今問われるところであるんだろうというふうに思っています。

こういうような取組というのは、益田議員も言われましたけれども、大木町は小さい町だからできるというのは、古賀議員さんだったかな、すみません、町の強みだと思っただけですね。これぐらいの小さな規模だから、住民の皆さんと一緒にまちづくりを考えることができる、これがまさしく大木町の最も大きな強みでありますので、そういう強みを生かして議員ご指摘のように、結果的に主権者意識が育ってみんなで町をよくしよう、選挙に関してもよくするために



本当にしっかりとした投票活動をしようという、そういうようなまちづくりをすることが本当に最終的な目標だと思っていますし、本来地方自治というのはそういうことを目指しているんですよ。地方自治の本来の在り方というのはそういうことであり、それを実現すること、それ自体が民主主義であるわけで、そういう意味では少子高齢化という非常に困難な時代を迎えて、今、まさに民主主義が問われているんだと、そういう、ちょっと大きなことになりましたけれども、そういうことだというふうに思っています。

そういうことで、一つ一つ、とにかく一つ一つそういう取組を進めることで住民の皆さんの町に対する関心を深めていく、広げていくことが非常に大事だと思っていますので、そういうことについては本当に一緒に一つ一つ積み重ねていきたいというふうに思っています。

以上で答弁を終わります。

議長 一言何かありますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 ありがとうございます。

する取組を企画することは本当にそう難しいことではなく、しようという意識を、使命感を育てる取組、仕掛けが必要だと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時30分からといたします。

休憩 14時20分

再開 14時30分

議長 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、12番中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 12番中島宗昭でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

今回は2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、第1点に、「町長の道の駅関連施設及び人材活用におけるまちづくりビジョンを問う」ということと、2点目に、「高齢化社会における移動システムづくり」をお尋ねいたします。

まず最初に、バイオマスタウン構想から始まった道の駅設置及び周辺の整備、さらに民間活用による農産物直売所、レストラン、また地域創業・交流支援センターWAKKAの開設、そして、交流人口増加を図る目的による簡易宿泊施設トレーラーハウスの設置と稼働も、いよいよ4月からと期待も高まるところでございます。

しかしながら、町民にとっては影が薄く、本当にそれぞれの施設、組織が役割を果たしているのか、運営はうまくいっているのか、負の財産にはならないのか、人材は適材適所の配置がなされ、機能がはっきりされているのか不透明だと疑問視されている方が多いことは、既に町長の耳に届いていることだと思っております。

そこで、クリエイティブおおきの社長である町長におかれましては、道の駅

を核としたまちづくり、町の活性化に向けてどのようなビジョンを描かれているのか、またどのような行動を示されていかれるのか、以下のとおりお尋ねいたします。

1つ目、「道の駅の運営についての考え方と、対する思いは」。2つ目、「農産物直売所の活性化に向けての取組と支援策を考えてあるのか」。3、「体験農園の運営体制の強化策と人材の確保はどうか」。4、「地域創業・交流支援センター活用による町及び産業の活性化対策は」。5、「トレーラーハウス活用による交流人口増加対策は」。6、「株式会社クリエイティブおおきの役割と自立対策は」。

以上、6点について、お尋ねいたします。

続きまして、「高齢化社会における移動システムづくり」を尋ねます。

少子高齢化が進む中、高齢者の移動手段が少なく、買物、病院へも行けないと不便視されてきました。特に、独居老人におかれましては、深刻な問題であります。町長へも、独り暮らしの方から、直接相談の電話があったと思いますが、その方のご子息に緊急事態が発生し、公共交通手段である町内のタクシー会社に電話をされたが、車は1台しかなく出払っているからすぐには行けないと言われた。柳川、西鉄タクシーに電話をされたが、エリア外で行けませんと断られたそうです。

次にどこに連絡していいのかわからず、とうとう友人に電話をして友人から送っていただいたということでした。

後日、断られたタクシー会社へ電話をされたが、何の返答もない。そこで、運輸局、警察、それでも曖昧な返答しかないことから、町長、そしてまた民生委員さんに相談され、私のところへも来られました。

そして、このような高齢化社会の中で、移動に不便であるなら、免許の返納

をしたいがされないと一言、言われて帰られました。

そこで、お尋ねいたします。

1、「交通の手段である近隣のタクシー会社もしくはタクシー協会等の連携利用を図ることができないのか」。2、「町長のマニフェストのいの一の一番であるお年寄りなどの不便なく町内を移動できるよう、コミュニティバス等による地域間移動システム導入（4年以内と）をするということですが、現在の進捗状況はどうですか」。

以上、2点について、町長にお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 12番中島宗昭議員の一般質問に、お答えいたします。

まず、「町長の道の駅関連施設及び人材活用におけるまちづくりビジョンを問う」にお答えいたします。

①、「道の駅の運営についての考え方と、対する思いは」についてでございますが、議員ご質問に触れてあるように、大木町は平成17年2月、全国に先駆けて、国からバイオマスタウンに認定され、バイオマスの輪づくり交付金事業を活用して、平成17年度から5年間をかけて第1期事業としてバイオマスセンターを、第2期事業として農産物直売所・地産地消レストランを併設した道の駅おおきを整備し、平成22年4月に全施設がオープンいたしました。

道の駅を含むおおき循環センター「くるるん」は、それまでごみとして処理をしてきた生ごみなどのバイオマス資源を、昔の暮らしの知恵に学び、地域資源として活用し、生ごみと農と食を結びつける地域循環事業の成功事例として、

全国からも注目され、現在でも年間約3,000人程度の視察者が訪れています。

この「くるるん」の事業を支えているのは、言うまでもなく地域ぐるみの協働であり、住民の皆さんの協力でございます。「くるるん」は、農村の資源や強みを生かした持続可能なまちづくりの拠点としての役割を果たしてまいりました。町民が、大木町の強みである農の豊かさ、食の豊かさを実感できる循環のまちづくりの拠点としての役割は、今後も一貫して変わることはないというふうを考えております。

その機能を充実させるために、畑の中の道の駅として、食育、地産地消の推進を担うために、議員にもご協力いただき、農事組合法人おおき農業塾を設立していただきました。

その後も「くるるん」の目的を達成するために、株式会社クリエイティブおおきを設立するなど、様々な取組を行ってきたことは、議員ご承知のとおりでございます。

また、道の駅の役割として、大木町の循環の取組を広く内外に発信し、交流を通じて農業を初めとする地域産業の活性化を目指しておりますが、その役割を充実させるため、地方創生交付金事業を活用いたしまして、平成30年4月には地域創業・交流支援センターWAKKAをオープンさせ、循環のまちづくりの拠点としての機能を充実させてきたところでございます。

道の駅おおきの運営につきましては、平成30年3月までは、一般社団法人サステイナブルおおきが、また同年4月からは、株式会社クリエイティブおおきが指定管理者として運営を担っておりますが、主な役割といたしましては、道の駅としての道路利用者へのサービス提供、及び農産物直売所及びレストランの一体的な経営支援、また周辺農園の収穫体験や、様々なイベントの開催な

どを通じて、地域農業や産業を活性化すること、地産地消の推進に結びつけることだというふうに考えております。

これまでの道の駅周年祭やゴールデンウィークイベント、商工会主催の「堀んぴっく」、JA主催の農業まつりなど、様々なイベントを通じて交流人口の増加には貢献できたというふうに考えておりますが、農と食を前面に出した地産地消を推進する取組は、まだ十分ではないのではないかとというふうに考えております。

例えば農産物等の朝市の開催や、収穫体験の充実、食に関するイベントの充実等を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、②、「農産物直売所の活性化に向けての取組と支援策を考えてあるのか」について、お答えいたします。

今年4月には、道の駅おおき開駅10周年を迎えますが、地産地消レストラン「デリ&ビュッフェくるるん」は、健康応援レストランとして県内はもとより県外から多くの来客がございまして、7年前には地産地消、食育教育を継続的に取り組まれていることなどの功績による農林水産大臣賞の受賞、また今年1月には日本農業賞「食の架け橋部門大賞」という名誉ある賞の受賞が決まり、食育、地産地消の推進役として活躍をしていただいております。

一方、農産物直売所「くるるん夢市場」は、開店当初よりJA福岡大城へ経営をお願いしておりますが、販売する農産物の品目が増えずに、出荷者も増えないなど、来客数や売上げが伸び悩み、苦しい運営を迫られています。

くるるん夢市場は、地産地消や地域農業活性化など、道の駅において重要な役割を担っており、経営の抜本的な改革が求められていることからJAと協議を行い、令和2年度には改革の方向性を導き出さなければならないと考えているところでございます。

続いて③、「体験農園の運営体制の強化策と人材の確保はどうされるのか」について、お答えいたします。

「本当の豊かさは田舎暮らしの中にある」というのをキャッチフレーズとした地産地消モデルタウン構想の実現に向けて、農事組合法人おおき農業塾が設立され、道の駅の周辺農地を2ヘクタールほど借り上げて、路地野菜の作付などを行い、畑の中の道の駅構想を推進してまいりました。周辺農地の活用については、農作業従事者の確保、路地野菜の生産販売などの課題に直面したため、おおき農業塾から株式会社クリエイティブおおきが周辺農園の管理を引き継ぎ、地域おこし協力隊を中心に農園管理を行ってまいりました。

現在は、地域おこし協力隊員1名で農園管理を担っておりますが、人員不足と株式会社クリエイティブおおきとの連携が取りにくいなどの課題があることから、令和2年度からは地域おこし協力隊員をクリエイティブの従業員として雇用し、ほかの従業員とのチーム作業による農園管理を担わせるということにいたしております。

農業の町の道の駅として、また生ごみなどの地域循環の拠点として、周辺農園の役割は、大変重要であると考えております。収穫体験の充実や、取れたて野菜の提供、また主に野菜を使った惣菜など、加工品販売など、農園事業や安全な食の提供の充実を図ります。

また、議員よりご提案のあった農作業ボランティアに対する地域ポイントの付与など、多くの方が農園事業に関わりを持てるようなインセンティブも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に④、「地域創業・交流支援センター活用による町及び産業の活性化対策は」について、お答えいたします。

地域創業・交流支援センターWAKKAは、平成27年度に策定した大木町

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、オール大木町体制により、農業を初めとする地域産業の稼ぐ力や活性化を応援する施設として整備をいたしました。

当初から、活動目的が多岐にわたり、焦点が定まらないまま結果が見えない状況が続いており、当面のターゲットを少し絞り込む必要があるというふうに考えております。

まずは、ふるさと納税事業を充実させることで、地域の特産物の宣伝や販売を強化すること、また魅力ある返礼品としての加工品の開発、具体的には「環のかおり」ドレッシングなど地域産物を活用した加工品の開発を推進してまいります。

さらに安全な農産物や加工品など、新鮮な旬の食材の提供による町民の健康増進を推進する事業や、周辺農園における収穫体験などを通して、食の供給拠点として、都市との交流を推進していくこと、さらに起業・創業にチャレンジする人を応援するための起業支援プログラムやチャレンジショップの機会を提供することなどの活動を柱に据えてまいります。

しかし、議員ご指摘のように、まだ町民の皆さんがWAKKAに関わる機会が非常に少なく、認知度が低いということが、今一番の課題だというふうに認識をしております。

WAKKAを誰でも気軽に活用でき、広く町民の交流の場として提供することで、地域経済循環や地域産業活性化の拠点としての役割を充実させてまいります。

いずれにいたしましても、令和2年度はWAKKAを軌道に乗せる正念場の年であると強く認識しておりますので、施設管理、組織のマネジメントをしっかり行える人材を配置し、当センターの役割を果たしてまいります。



次に⑤、「トレーラーハウス活用による交流人口増加対策は」について、お答えいたします。

多様な利活用機能を備えたトレーラーハウスの設置により、宿泊機能はもちろんのこと、チャレンジショップや農業体験事業との組合せによる利活用など、新たな層をターゲットとした交流人口の呼び込みが期待されるところでございます。WAKKAでは、農業を初め町内産業の活性化や町内外の交流の促進を目指しており、トレーラーハウスを、それらの目標達成のために、効率的に活用していきたいと思っております。

特に、畑の中の道の駅の特徴を最大限に発揮し、周辺農園を利用した収穫体験イベントとの組合せや、町内団体、地域の交流、町民や事業者の新たな挑戦を応援するチャレンジショップなど幅広い活用を呼びかけ、交流人口の増加につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、⑥、「株式会社クリエイティブおおきの役割と自立対策は」についてでございますが、株式会社クリエイティブおおきの事業目的としては、その定款の目的の中に、「農産物の地産地消の推進、農産加工品の開発や販売など、農業の独自産業化の推進、若者などによる新たな事業の起業・創業支援、ふるさと納税返礼品などの地域産業振興や、地域経済の活性化に関する事業、道の駅直売所やレストランなどの一体的な経営支援、収穫体験イベントの開催などによる都市・農村交流」などを掲げています。

主にWAKKAが主体となる事業と、直売所・レストランを含む道の駅が主体になる事業に分けられますが、クリエイティブ全体の連携体制を強めながら、効率的な法人運営に努めてまいります。

また、それぞれの事業分野における生産性を高め、事業採算性や費用対効果を高めていかなければならないというふうに考えております。

指定管理者には、事業採算性を求める部分と、施設管理や地域産業活性化、安全な食の提供、住民交流の推進など、町の課題解決に主に寄与する部分を整理をして、それぞれに目標を設定させ、どれだけ法人として自立できているのかを、評価できるようにしていかなければならないというふうに考えております。

地方創生交付金事業については、主に採算性だけではなく、地域課題解決への貢献を求めていくことになるというふうに考えております。

次期、大木町まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和3年度から令和7年度計画における地方創生推進交付金事業との整合を取りながら、株式会社クリエイティブおおきの自立策を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、「高齢化社会における移動システムづくりを尋ねる」についてのご質問にお答えいたします。

①、「交通の手段である近隣のタクシー会社もしくはタクシー協会等の連携利用を図ることができないか」ということですが、タクシー事業者の営業区域は、道路運送法施行規則第5条に基づき九州運輸局長が定めており、筑後地域では交通圏が設定されていないため、市・郡を単位として設定されています。また、道路運送法第20条の規定により、乗車地及び降車地のどちらかが営業区域内でなければならないとされており、営業区域を越えた運転は、地域に応じたタクシー需給量のバランスが崩れるのを防ぐために禁止をされ、違反した場合は、乗務員資格の停止や事業者の営業停止といった重い処分が適用されます。

このことから、町内でタクシーを利用する場合は、原則として旧三潴郡に営業所があるタクシーまたは行先に営業所があるタクシーを利用すること、利用できることとなります。

しかしながら、近年タクシー業界は、利用者の減少や運転手の確保が困難なことから、企業の経営方針として、保有台数を減らしたり、営業区域を限定していることも想定されます。

以上のことを踏まえ、タクシー事業者等の連携利用については困難な状況でございます。

なお、近隣のタクシー事業者利用可能状況を調査して、一覧表にして、区長にはお知らせしているところでございます。

質問のあった西鉄柳川タクシー以外の事業者は、降車地が、その事業所の営業区域であれば、タクシーの配車ができることを確認しておりますが、タクシーの保有台数や配車距離などで、回送料の負担や時間を要する場合があるということでございます。

次に、②、「コミュニティバス等による地域間移動システムの導入（４年以内）をするということですが、現在の進捗状況は」について、答弁をさせていただきます。

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の移動手段の確保が、本町の大きな課題になりつつあります。また、高齢者による交通事故が増加しており、その対策として、タクシーチケット助成による高齢者の免許証返納を奨励しておりますが、本町においても、タクシー業界の運転手不足などにより、稼働車両が減少し、利用したいときに利用できない状況が発生していることは承知をいたしております。

私も全ての地域で高齢者などが安心していつまでも暮らし続けるまちづくりが非常に重要であると考えており、そのためには、地域モビリティの整備は不可欠であり、中島議員ご指摘のとおり、私のローカルマニフェストの中で、４年以内にコミュニティバス等による地域間移動システムを導入する旨を掲げて

おります。

昨年6月に担当課に指示をし、具体的な運行事例や、運営に関わる諸課題等を調査させ、報告を受けております。

コミュニティ交通の手段としては、車両形態によりバスやミニバン、乗用タイプがあり、運行形態により完全ルート固定型や利用者の求めに応じて運行するデマンド型、ボランティアによる有償運送など様々な形態がございます。

例えば、コースを固定して運行するコミュニティバスの場合、医療機関やショッピングセンター、金融機関、西鉄の駅など、その目的により、立ち寄る先をコースに組み込み、利用者の乗り降りのための停留所を設置することになるわけですが、利便性を考えて数多く停留所を設置すれば、その分運行距離が伸びて所要時間も長くなり、利便性の面からは低いと言えます。加えて、利用者の有無にかかわらず運行しなければならないため、経費面から見た効率性も低い場合がございます。

現在、おおむね60歳以上の方を対象に、アクアスを利用して自主的な体力づくりや社会的な孤独感の解消及び要介護状態の予防などを目的に、町内を4コースに分けて、毎月2回、20分から30分をかけて巡回福祉バスを運行しておりますが、1回当たりの平均利用者は、9.1人となっております。利用者からは、「停留所の位置を自宅近くにしてほしい」や、最初に乗られた方からは、「長時間乗車しなければならず苦痛である」などの意見が出されているところでございます。

また、利用者が事前に予約することで、ドア to ドアの乗車利用が可能な「完全デマンド型交通」の場合、利用者の利便性が高く、予約のない場合は運行経費がかからないため効率性も高いんですが、予約受付や配車手配の経費が必要であり、常時運行ではないため運転手の確保に難があることなどで、おの

おの利便性や運行経費の面で一長一短があるようでございます。

高齢者が町内どこの地域においても、安心して暮らし続けるためには、ぜひ必要な施策と考えておりますが、経常的な負担が大きいことが予想されることから、本町に適した効率的なシステムはどのようなものか十分検討する必要があり、他の自治体の事例を研究することや、第六次総合計画の策定に併せ、校区活性化協議会などを通してご意見をお聞きしながら、地域総合扶助機能の再構築と併せ、できるだけ早く、総合的な地域間移動システムの方針を打ち出してまいりたいというふうに考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、①の「道の駅の運営についての考え方と、対する思いは」ということで、再質問、ございますか。

12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　道の駅の主な役割は、道路利用者への道の駅としてのサービス提供、すなわち道路案内を初め、町内外のイベント等の情報の発信だと思います。

特に大木町においては、農産物直売所への経営支援、周辺農園の収穫体験や、様々なイベントの開催を通じて地域農業や産業の活性化、地産地消の推進に結びつけることと、町長のお考えがあるのならば、道の駅には重要な人材を配置する必要がありませんか。

ここ数年、従業員の方々も次々と辞めていかれます。今年は駅長も辞められていかれました。

何か道の駅での働き方やその他に、不満や問題、課題があるのではないかと

心配をいたします。

今後、道の駅の人員募集、配置をどのように考えてあるのか、1点、また全国に道の駅の組織があります。全国道の駅連絡協議会、九州沖縄道の駅連絡協議会、福岡県駅長協議会とありますが、以前は協議会の総会等にも出席をなされてありましたが、なぜ総会や定期的な研修参加をさせなくなったのですか。

以上2点について、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 道の駅への人材確保に関しましては、クリエイティブのほうに一応指定管理として、運営を委託をしておりますので、クリエイティブと一体化したところでの、やっぱり運営というところでの人材配置ということになってくるかというふうに思っておりますが、そのところで、ちょっと十分な一体的な運営というのができなかった部分というのが、一つあるのかなというふうに考えております。

その道の駅のインフォメーションに人を置けば、当初の目的が達成できるということではなくて、クリエイティブ全体として、やはり道の駅としての役割を果たしていくと同時に、やはりもともと大木町として、道の駅に求める効果を、どう全体として達成していくのかというところでの、やっぱり体制なり人員配置なりを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、人員については、やっぱりなかなか人の配置、なかなか人材を求めるのも難しいような状況でありますし、人数を、その道の駅のインフォメーションに何人も配置するとか、そういうことについても、やっぱりその分は経費もかかるわけですから、その適正な配置を含めて、クリエイティブ全体として、

やっぱり運営体制を再度整える必要があるのかなというふうに、そういうふうに考えておりますので、新年度におきましては、そういうことを踏まえたところでの人員配置なり体制の整備をやっていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

それと、あと道の駅間の連携に関する道の駅連絡協議会等の参加については、前任者、最近辞められましたけれども、その方は参加をされていたと思います。参加されて、それぞれの交流において、いろんな情報交換をしてきているということで、報告を受けておりますので、九州道の駅協議会とか、そういうところへの参加については、参加をされてきて、そういう形で参加して得られた情報等については、道の駅の運営に生かしていただいているというようなことで、認識をいたしております。

ただ、あまり遠いところ、例えば全国道の駅協議会が東北であるとか、そういう部分にまで、本当に行く必要があるのかというのは、確かにその都度判断をしてきていると思います。

以上でございます。

議長　道の駅の運営についての考え方と対する思いはについての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　道の駅への人員の配置の件ですが、クリエイティブと一体化ということで、クリエイティブの方が道の駅のほうまで担当するというところでございましょうが、道の駅は道の駅で誰か配置をしていないと、道の案内、尋ねたときにどこに尋ねていいのか分からない。そして、従業員さんがいないときにはクリエイティブにいますからということで行けません、分かりません、

そうした形で、きちんとした形での道の駅の駅長なり担当の従業員というのは置く必要があると思います。

それから、2点目の九州・沖縄道の駅の連絡協議会とか、福岡県の駅長協議会、その前任の方は行かれたということですが、行っておられません。なぜかと言うと、行っても何もならんと、行かんでいいと言われたと、担当課長にもちょっとお尋ねしましたら、報告が合っていないということでございましたので、今まではずっと島内さんのときからずっと参加されております。塩山さんのときになって行かれなかったということで聞いております。

お互い、道の駅のイベントの情報公開を初め、道の駅同士の連携は大切だと思います。自治体間の交流でもあると思います。今後はぜひ出席していただくことを希望いたしますが、その2点、ご回答をお願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 道の駅に担当職員を置く件に関しては、当然最近まで塩山さんがおられて、その下に非常勤の方もおられまして、ただ、塩山さんも非常勤の方もちょっと自己都合で辞められて、その後、その非常勤の方に関しては募集をして今1人、道の駅の窓口には非常勤の方には張り付いていただいていると、いていただいて案内等はされているというような状況でございますので、全く道の駅のインフォメーションに人がいないということはございません。それはございませんが、ただやっぱりこれからクリエイティブの運営としては、道の駅に従業員を置けばいいということだけではなくて、クリエイティブ全体としてWAKKAも含めて、道の駅の効果を十分発揮していくために連携をしながら取組を進めていくという、そういうところで先ほど申し上げたところでござい



ます。

それと、あと、道の駅協議会等の交流の場に参加してないということではありましたが、参加されていると思います。ただ、近くに行かれるのに宿泊まで必要かとか、そういうのはあったかもしれません。例えば、福岡まで道の駅のそういう交流会があったときに、じゃあ、福岡に行くのに宿泊までする必要があるのかとか、そういうところは確かにあったかもしれませんが、参加はされているはずで、ただ、そこら辺についてはちょっとどういう形で議員さんがそういう情報を得られたのかということについてはまたちょっとこちらのほうも確認をさせていただきたいと思いますが、行かれてないということはないと思います。

以上でございます。

議長 一応3回終わりましたが、よろしいですか。

それでは、次の農産物直売所の活性化に向けての取組と支援策といった部分で再質問ということでお願いしたいと思いますが。

中島宗昭議員 さっきの続きの参加の件はまた後で。

議長 後ほど確認をさせますので、よろしくお願いたします。

中島宗昭議員 令和2年度にはJAと協議を行い、方向性を導くということですが、既にJAは昨年、2月だったと思いますが、令和5年までの5か年計画の第4次農業振興計画を作成されております。その中に、何と直売所を核とした地域振興モデルとか、そういった取り組む食と農の交流の場づくりとした

いとあります。

そして、大川、大木、城島の全組合員に周知され、出荷者の募集と栽培指導もなされております。そのことから、JAだけでなく280名を抱える出荷者、協議会との協議はどのように考えられますか。

以上、お願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 JAのほうとしても、この第4次農業振興計画において道の駅直売所の今後の役割であるとか、そういうことはしっかり位置づけていただいています。この位置づけに基づいて本当にくるるん夢市場がしっかりと地域農業の発展に貢献していくような、そういう運営をしていただかなければならない。ただ、現状としては利用者の方のご意見を伺うと、例えば行っても野菜がほとんどないとか、午後行ったらきのこさえも売り切れているときがあるとか、そういうようなご意見を伺うことも非常に多いと、少なくともそういうのは改善していかなければ今後の道の駅としては発展できないだろうというふうに思っていますので、そういうことも含めてしっかり道の駅と協議をさせていただいて、今後の運営をどうしていくのかというのは令和2年度中に新たな方向性を打ち出さないと、このままずるずる行くわけにはいかないということで私のほうとしては考えております。

ちなみに、直売所との契約に関しては1年ごとに更新をさせていただいていますので、そういう1年単位で、少なくともそういうことを具体的にJAのほうとは協議をさせていただきたいというふうに考えております。

出荷者協議会に関しましては、もちろんJAとの協議を踏まえながら、もち

ろん出荷者協議会とのその後の協議も必要になってくるというふうに思いますけれども、基本的にはJAの経営方針というか、それによるものだというふうに思っていますので、今後の在り方、方向性が一定具体的になった段階で、当然出荷者協議会の皆さんとのそういう協議の場というのも出てくるものだというふうに考えています。

以上でございます。

議長 農産物直売所の活性化に向けての取組と支援策についての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ありがとうございます。

直売所、レストラン、そういったことで町としては賃貸で貸してあります。そうした中で、当初の計画では3年契約で、そして5%の手数料、売上げの手数料5%を払うということで契約されてあったと思います。

それから、売上げが低迷ということでまずレストランのほうが3%、現在も3%、そしてJAのほうは1.5%の賃貸料を払ってあります。でも、JAの経営を見てみますと赤字なんですよ、ずっと。そうした赤字の中でずっとJAは隠しながら補填をしてあります。赤字補填をですね、それを組合員は知らない人が多いんですけれども、ですから、町としてもそういった赤字で運営されたところから手数料をまた取るのかということが出てくるわけですね。

今後、どこがどういった形で担っていくのか分かりませんが、更に施設は老朽化してきます。その老朽化していく中での修復、修繕、大規模補修、小さい修繕はその借りた人たちからの負担でいいんですが、大規模な修復とかそういった形になったときには町のほうとしての対策はどう考えているのか、お願い

いたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 直売所、レストランに関しては、それぞれ民間、JAのほうに経営をお願いいたしまして利用料という形でいただいていると、施設の利用料という形でいただいています。条例上はたしかレストランが5%以内、直売所が3%以内という形で定めていまして、当初から利用料としていただいているのは売上げのそれぞれ3%、1.5%という形でたしか当初から一貫していただいているというふうに考えています。

JAの直売所が赤字であって、今後、老朽化等に伴ういろいろな経費等が出てくるというようなご心配だというふうに思いますけれども、ちょっとJAが赤字であるかどうかというのは私ははっきり言ってつかんでおりませんので、ここでは特に具体的な言及は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今後の老朽化して当然修理とか、そういう部分が出てくる部分について、指定管理者との間の指定管理契約の中でお互いの修理の分担というのは定めていると思います。ある程度大きな修理等については、指定管理契約の中で町のほうで協議をしながらやっていくという、そういう形になってくるかと思いますが、いずれにしてもレストランはしっかり当初の目的を達成していただいていますけれども、直売所に関しては、やっぱりあそこをくるると一緒に一体的に、周辺の体験農園等も含めて一体的に町の農業の活性化に資するための施設として、循環の拠点としての施設として成長しておりますので、その役割をしっかり担っていただくためにどうするのかというのは、これは不可欠だというふうに考えていますので、令和2年度中にはそこら辺のところはしっかりJAのほうと

議論させていただきたいというふうに考えております。

議長　それでは、③の体験農園の運営体制の強化と人材の確保についての再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　体験農園も、今、町長申されましたように、農業塾の支援によりまして少しずつ形が見えてきたようにも思いましたが、1人の地域おこし協力隊員が辞められてからは陰りも見え始め、今後、人材不足の中でとても運営できていくのかとても心配しております。

町長は、1人の地域おこし協力隊員をクリエイティブの従業員として雇用し、他の従業員とのチーム作業により農園管理を担わせると言われましたが、仕事の量が増えていく中、とても無理だと思います。

現在の従業員の方々にも尋ねてみました。従業員の方々は今でも大変なのに、これ以上の仕事を現在の人員ではやっていけないと言われました。絵を描くのは簡単です。本当にこの人数で、この人員体制で体験農園の運営ができると思われませんか、もう一度お尋ねいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　周辺の農園に関しまして、今実質的に直営でやっているのは、直営でやっている畑が1.6ヘクタールぐらいですね。作付ける作物であるとか、そういうものによって随分かかる手間とか、そういうのも変わってくると思います。

やっぱりあそこの農園をもともと当初の目的で、いろんな多目的野菜を随時

順番に作って収穫体験等していただけるような、そういうような形にしていくのが理想でありまして、できれば収穫体験とか、そういうことによる一定の売上げで、そこら辺の人件費を賄えるようになっていくということが一番理想の形じゃないかなというふうに思っています。

農作業に関しましては、議員ご指摘のように1人ではできない、それははっきりしていますので、今のままではやっぱり危ないと、できないというふうに思っています。そういうことで、それとあと、地域おこし協力隊という形でお任せしているんですけども、地域おこし協力隊というのはもともと自分の地域におけるどういう形で貢献できるかという、自分の目標に基づいて活動すると、ただ、周りの農園というのはあくまでクリエイティブの直轄農地でありますので、そこら辺の連携というのが今取りにくいという状況がございます。

あと、クリエイティブおおきの中には、自治体周辺の環境整備をやっている職員であるとか、新たに今度、今までの地域おこし協力隊員の方で新たに週何日か来ていただける方も一応予定できていますので、そういう方とのチームプレーで、ずっと農作業ばかりやるんじゃないなくて、ほかの例えば環境整備であるとかも含めて、チームプレーで農園管理等もやっていけるような方向にもっていくのが一番いいのではないかとこのように考えているところであります。

ただ、それで人材が足りるかどうか、それはその時々、その農園をどういうふうに活用していくかによって変わってくるので、そこら辺の具合に応じて必要であればまたそういう人員について考えていかなければならないということにはなってくるかと思えます。

いずれにしても、今の1人体制ではうまく行かないので、それはチームプレーでまずやってみようというところでもありますので、また農業塾の皆さんにも少しご支援をいただきながらそういう形での農園管理、そして、あそこの農園

とクリエイティブの運営、道の駅の運営が一体的になっていくようにやっていければというふうに思っています。

以上でございます。

議長 体験農園の運営体制と強化策、人材の確保についての3回目の質問でございますか。12番。

中島宗昭議員 クリエイティブおおきのほうで、作付計画から後の成育の手伝いか何かそれぞれやっていく中でやっぱりリーダーになる、核になる人がないと、ただクリエイティブおおきは誰が管理を担当するのか分からないまま、ただ、今までやってきた地域おこし協力隊の方がプロジェクトマネジャーになってその人が全部何でもやると、それだけであれば今までと同じ変わらないような状況で、クリエイティブおおきも仕事がものすごい広範囲で、ふるさと納税から、道の駅から、全体の施設運営全体に関わっていくとなれば大変だと思います。たった今8名ですかね、そのくらい的人数で本当手薄だと思っております。

そういったことで、きちんとやっぱりリーダーとなる方もその中で育てて、しかし、そして地域おこし協力隊とかそういった形の応援もあるけれども、その方たちは短期なんです。長期的に見た中での人材の確保、それをやっぱりしておかないと続かないと思います。ただ短期的に1年とか2年とか、そういった感じでの今の状況の中で、私の感じたところでは人材の不足というか、そういった形での将来的に見過ごした人材の確保ができていないように思います。

ですから、今後はきちんとそういったところを確認して人員体制を整えていただきたいと思います。これは要望でございます。

議長　　ということで、次に地域創業交流支援センター活用による町及び産業の活性化対策についての再質問。12番。

中島宗昭議員　　地域創業交流支援センターにおきましては、町長オール大木町体制により、農業を初めとする地域産業の稼ぐ力や活性化を応援する施設として整備されたということですね。さらに、起業、創業にチャレンジする人を応援するための起業支援及びプログラムやチャレンジショップの機会を提供することなどを活動の柱に据えると申されましたが、もう既に2年が経過しておりますが、まだまだ町民の認知度は低いと感じます。

町長は、施設管理組織のマネジメントをしっかりと行える人材を配置すると言われますが、現在そのような人材が関係組織に実在されているのでしょうか。先日の本会議において益田議員がおっしゃいましたように、支援センターは独自の開発も大事かもしれないが、事業を始めよう、起業しようと思いの強い人たちを支援することが最も大切なことで意義があることだと思います。

町長が、令和2年度は地域創業支援センター、WAKKAを軌道に乗せる正念場の年だと申されるのであるならば、本当にマネジメントできる人材、プロのアドバイザーやトップランナー、コンサルも必要であると思いますがどう考えられ、行動されていくのかお尋ねいたします。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　先ほどから中島議員のほうから人が足りんと、人材がおらんと、この先心配だということで一貫してご指摘を受けているんだろうと思いますし、



私も全くそのことについてはそのとおりだというふうに思っていますので、やはりあそこを本当に生かしていくためにはいろいろな課題があると思いますけれども、一つ大きな課題として人材があると。

新年度においてどういう体制で行くかということについて、ちょっとここで具体的にお答えするのは控えさせていただきますけれども、それはそれで念頭に置いてやっていきたいと思っていますし、議員ご指摘のように例えば外部のコンサルの委託とか、ただ、コンサル委託で解決する事案というのはなかなか限られているんだらうと、結構お金がかかったりして解決する事案というのは限られているんだらうと思うので、そういう外部の力を含めてどういう形でいろんな方に関わっていただきながら、あそこの当初の目的を達成できるような体制なり人員体制、もしくはそういう運営体制を整えていくのか、先ほど私の答弁のほうで答えさせていただきましたようにWAKKAも3年目になりますから、ここら辺でしっかりとした形を整えなければいけないというふうに思っていますので、そういうところについてはしっかり取り組んでいきたいと思っていますし、あと、議員を含めて皆様方のご支援のほうもよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 地域創業交流支援センター活用による町及び産業の活性化対策についての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ずっとかぶってきますので、一応要望として本当に有望な人材を確保してください。金はかかってもいいんですよ。そういったことでお願いしておきます。

議長　　じゃあ、次によろしいですか。じゃあ、⑤のトレーラーハウス活用による交流人口増加対策について、再質問お願いいたします。

中島宗昭議員　　トレーラーハウスの件でちょっとお話をしますが、お尋ねしますが、平成30年、前議会議員総務建設産業常任委員会は、現益田副町長と天草でベストアメニティ社が運営するトレーラーハウスの視察研修を行いました。初めて見るトレーラーハウスは動く高級ホテルを思わせる素晴らしいもので、全員が釘付けになり目を奪われたことでした。

ところが、今回WAKKA横に設置されたトレーラーハウスを見て一同愕然といたしました。しかしながら、設置したからには条例に定める所期の目的を達成するため遂行しなければなりません。条例案の中には、第4条の中に5項目を掲げてあります。この事業はクリエイティブが主催して事業を行うという認識をしております。

例えば、都市農村交流事業を主催する場合の事業運営等ですが、2月4日の担当課からトレーラーハウス等利活用計画案素案が全協で示されました。しかしながら、指定管理者であるクリエイティブの方には全く事前の担当であることすら知らされていなかったと聞いております。

この計画は1年も前から分かっているのに、管理について、事業について、それぞれ条例、規則等についての協議もなされていないことには本当に不思議だと思います。

町長が社長であるためなのか、しかし、社長であればなおさら部下と十分に協議を重ねて実行に移されるべきだと思いますが、なぜ直前まで協議をなされなかったのかお尋ねいたします。

議長　　じゃあ、先に広松産業振興課長から答弁をさせますので、それであと補足があれば境町長のほうからお願いをしたいと思います。それでは、広松産業振興課長。

産業振興課長　　すみません、私のほうから少し答弁をさせていただきます。

まず、今回のトレーラーハウスの選考に当たりましては8月に行ったわけでございますけれども、それにつきましてもクリエイティブおおきの関係の方が評価者となって仕様内容等を確認してあつての評価者であつたということでございます。

それと、あと、全協でお示しをいたしました年間のスケジュール案という形でお示しをしましたが、全協の終わった後にクリエイティブのセンター長でございますけれども、センター長を含め、プロジェクトマネジャーの方とお話合い、協議の場は行っております。

ちょっと詳細には覚えておりませんが、1月末の全協の後でございますので、1月末から2月の中旬にかけて、こういった形の運営であったり事業の内容ということで一応今考えていますよということでお話合い、協議の場を持たせていただいているというところでございます。

条例も使用料金等につきましては、3月の議会の議案として上程されることがあつたことと、また、使用料ということで当然上限額を決めるわけでございますので、条例可決後にこの金額内で事業の実施ということでお話をすればいいのかなということで、その分についての条例、特に使用料についてはまだ言及をしていなかったということでございます。

私からは以上でございます。

議長　それでは、トレーラーハウス活用による交流人口増加対策についての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　担当課から立派な説明いただきましたが、そのとき私が言った言葉が、あんたたちも大変ねと、産業振興課がこれをつくるとですかと、これはクリエイティブおおきがこういったことを事業するんだから、事業主が企画するとが本当じゃないですかということをした覚えがあります。

本当、担当課としては本当に大変だと思います。これを立ち上げるまでは私たちが皮肉ったような形で物を申しますが、本当担当課としては大変だと思いますが、私たちがなぜ言うかというのは、やっぱりそこを受け持つ担当部署、それがこのトレーラーハウスであればクリエイティブおおきが窓口である、そこが事業者としてそこでするなら、その人たちがちゃんときちんと分かっている、次にいろんな提案とか照会とかする役割を担うものですから、やっぱり直前よりも早め早めに時間があつたんですから、そういった協議をしていただきたかったという思いだけでございます。今後そういうことがないようによろしくお願いいたします。

議長　それでは、次に、⑥の株式会社クリエイティブおおきの役割と自立対策についての再質問でございますか。

中島宗昭議員　クリエイティブおおきに関して、なかなか私も含めて、私が一番分かっていないかどうか分かりませんが、なかなか議員さんたちの中でも、また一般の町民の方はますます分からないんだろうと思いますから整

理をしたいと思います。

それで、私の整理が間違っていたらいろいろお叱りをいただきたいと思いますが、まず1つ目に、WAKKAとは何ですかと、創業センターの施設の名前がWAKKAだと思いますが、正しいのでしょうか、それが1点。

2つ目に、クリエイティブおおきという会社の事務所がWAKKAの施設を借りてそこに事務所を構えているということでいいのでしょうか。

それから、3つ目に、道の駅周辺施設設備全ての管理運営を町の指定管理者である株式会社クリエイティブおおきに委託して、クリエイティブおおきが管理をするということで間違いがないのか。

それから、4つ目、株式会社クリエイティブおおきの社長は2人体制で、1人は町長で、それに出資者の1人の方だと聞いておりますが、実際に道の駅全体の施設の管理及びイベント、企画、運営に携わる責任者は誰なのか、センター長に任せてあると聞いておりますが本当なのか。

5つ目、もしセンター長に運営全てを委ねてあるということであれば、現在のセンター長は町長がヘッドハンティングをされたと思っておりますので、雇用される折には道の駅周辺施設整備の管理、イベントを核とした企画、運営について町長の思いをきちんと伝えられたのか。

以上、5点についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長 　では、最初の4点は広松産業振興課長が答弁して、最後の部分だけ町長に答弁させましょうか。それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 　お答えいたします。

まずWAKKAというものでございますけれども、条例上は大木町総合交流

支援センターでございます。愛称といたしましてWAKKAということになっているかというふうに認識をしております。

それと、クリエイティブおおきの定款上の住所でございますけれども、住所につきましては、大木町創業交流支援センターというふうになってございます。

あと、指定管理の関係でございますけれども、大木町が株式会社クリエイティブおおきに道の駅おおき、それと大木町創業交流支援センターの全てを指定管理にしております。ただ、直売所、くるるん夢市場、それとビストロくるるんさんがお持ちのレストランにつきましては、1年間の使用許可というものを願ひ出てくださいまして、それで許可をしておるということでございます。

それと、全体の責任者でございますけれども、今年度につきましては、WAKKAのほうにつきましては前田センター長が総括すると。道の駅側につきましては、塩山駅長のほうで一応総括をしていただくというような組織体制でございます。それで、その上に取締役会というのがございますので、そういった形の体制ということで承知をしております。

私からは以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 先ほどのご質問で、代表取締役、社長としては一応私のほうが社長に就任をさせていただいていまして、ただ、指定管理等の契約等の取扱い上、代表取締役は2人置いているということでございますので、基本的には社長というか、本当の意味での代表責任というのは私にあるというふうな認識をしております。

実際、出資に関してもほとんど町で、3分の2程度出資しておりますので、

そういう意味でも町のほうにそういう権限もあるということでございます。

それと、結局人材の面で先ほど課長が道の駅の責任者とWAKKAの責任者ということでそれぞれお答えをいたしました。そこら辺の調整に関してがなかなかうまく行っていないのではないかとというのが多分議員のご指摘の事項ではないかというふうに思っておりますが、ちょっとそこら辺のところの調整に関しては、やっぱり議員ご指摘のとおり、十分整理できていなかったというところで少し混乱した部分があったのかなというところでは非常に私の責任を感じているところではございます。

WAKKAの前センター長が辞められて、後任として私のほうもいろいろろんなところを探しまして、現在のセンター長に来ていただいているということで、現在のセンター長にWAKKAの役割なり、そこら辺の運営に関しての考え方なりを十分伝えていたのかという、そういうご指摘に関しては、結論から申し上げますと足りなかったというふうに感じています。もう少しせつかく鹿児島から単身来ていただいたわけですから、しっかり活躍していただけるような状況なりをもう少ししっかりつくってやるべきだったということは今考えているところです。

WAKKAの事業に関しましても、もう少し補足してクリエイティブに委託してWAKKAが発足して2年目ですので、まだ創立して間もない時期であるので、しっかりもう少し役場が支援体制をつくりたいという思いもあったんですけども、そこがちょっと役場の職員の派遣上の問題等がございましてちょっと十分ではなかったというところもございまして、そこら辺のところについての調整が去年は少し課題があったということは考えております。

そこら辺のところを踏まえて、令和2年度については、3年目についてはしっかり対応していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長 株式会社クリエイティブおおきの役割と自立対策について、3回目の質問。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 やはり人材の配置というか、センター長が見えたときに私たちもちょうど総会で使わせていただいて、せっかくだからお話し聞こうということで聞きました。何人かの議員さんもいらっしゃったんですけれども、そのときに町長からどういったことをお願いされましたかと言ったら、いや、よかごつしてよかと、何も言わなかったと。よかごとせんのと、そう言ったんです。だから、きちんと説明したのですかと。

それから、いろんなそういった面がものすごいあるんですよ。そして、センター長にいたしましても1年と言われたからそれじゃいけんでしょうもん、だから2年おりますとか、そういった感じですね、さらに話を聞いていたら、無理してセンター長に来ていただいたかなと、それはいろいろ思いました。

そういった中で、当人が当初週5日働いておられたのが週4日にしてくれと、今度は週3日にしてくれと、そういった状況の中でセンター長としての役割を果たすことができるのか。そういったことを踏まえて、やっぱりせっかくい人材を呼ぶということであれば、もう少し調査をした中できちんと働いてくれる人を、特に職場が身近なほうが即時に対応することができるため雇用に関してはその部分も考慮していただければと思います。

いろいろ言ってもあれですから、いろいろなことがありますので、今後人事に関しては十分な配慮をしていただきたいと思います。



議長　意見ということでよろしいですか。

中島宗昭議員　はい、いいです。

議長　それでは、次に、高齢化社会における移動システムづくりについて、①の交通手段である近隣のタクシー会社もしくはタクシー協会等の連携利用を図ることができないのかということについての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　タクシーの運用がなかなか厳しいということで、それぞれにエリアがあったりとか、タクシー協会でのタクシー会社同士のいろんな決まり事があるという中で本当に難しいということが分かりました。

しかし、この町長に電話された方のお子さんが44歳で亡くなられたんです。間に合わなかったということで、そういったことで明るく日には、当初言いましたように運輸局、それから警察と、いろんな方に電話をされて、最終的にはやっぱり町長にということで、町長にどうかこういったことがないようにどうかできんかということでお願いをしましたと。そしてまた、民生委員さんに来て、今度議員のほうにまたよろしくお願ひしますということでしたから、こういったことで一般質問をさせていただきましたが、今後ますます少子高齢化社会が進む中で、特に独居老人にはなおさらこういったいろんな厳しい状況が来るんじゃないかと危惧しておるわけでございます。

そこで、緊急時の場合だけに限ってもタクシー会社との連携、協会との連携と協議をする必要があると思いますが、その協議についてはいかがでしょう

か、お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 議員がご指摘の方に関しては、私のほうにも確かに電話いただきまして、後からだっただけですけども、タクシーが手配できなかったということで、後々のために何とかならんかという、そういうようなお話でありました。

その後、すぐ近隣のタクシー事業者の事情等について調査をして、一覧表にして区長会長とも相談をしまして、一応区長さんのほうには配付をさせていただいて、取りあえず近隣の9事業者ですね、タクシー事業者の対応可能な条件ですね、そういうところについて一覧表にしてお渡しをしていると。できれば公民館等に貼り出させていただいて、何かそういうときに活用していただければということをお願いをしたところでございます。

タクシーのそういう緊急時も含めて対応できないかということに関しましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、基本的にタクシーに関しては営業エリアが厳密に決められていると。さらにタクシー業界自体も非常に人員的にも財政的にも厳しいという、そういうような事情もありますので、具体的に対応について協定を結ぶことができるかどうかというのは非常に厳しいとは思っています。ただ、どういう形でできるのかということについては、もちろん協議はしていきたいと思えます。

ただ、タクシーにその分を対応できるようにお願いできる、そういう形でできるかどうかというのは非常に厳しい状況でないかなというふうには考えられます。

そういうところについては、やっぱりこれからそういう緊急事態というのは

当然発生することが考えられますので、やっぱ地域でそういう場合に対応できるようなことも含めて、緊急対応体制というのは考えていく必要がある、地域のお互いのそういう車をお持ちでない方とか、そういう方たちの緊急時の対応とかも対応していけるようなことを考えていかなければならないのではないのかなと、そういう意味ではこれからの地域コミュニティーの在り方とか、そういうことが非常に重要になってくるんだというふうに考えております。

以上でございます。

議長 交通手段である近隣のタクシー会社もしくはタクシー協会等の連携利用を図ることができないのかについての3回目の質問でございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 近隣のタクシー事業者等の利用可能事業者の一覧表を区長さんに知らせてあるということでございますので、区長さんだけではなくて、老人、家族、特に独居老人宅には一覧表、または表ではなくてステッカーにして電話帳のところに貼っておくとか、そういった形での配布はできないのかをお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 例えば、ちょっと内部でも協議してチラシでお配りしても、恐らくいつまでもそれが取ってあるかどうかというのはなかなか難しいので、議員おっしゃるように何かステッカーか何かにして貼っておけばもちろん使い勝手はよくなるんだろうとは思いますが、ただ、タクシー事業者の対応として、

これからちょっとどういうふうになっているのかというような部分もごさいますし、ステッカーにして貼るようになるかどうかについては少し検討させていただきたいと思っています。

ただ、区長会長と話をしたときに、一応その分を資料をお渡しして、その後の対応については各地域に任せていいんじゃないかと、それぞれの地域で、例えば必要と感じたときはそういうステッカーにして高齢化世帯に配るとか、そういう形で対応を任せていいんじゃないかということで一応話をさせていただいて、その調査した内容のチラシをお配りしたというところではごさいますけれども、ステッカーというので貼っておけば、それはそれで見えるところに貼っておけばいいわけですから、そこら辺についてはまた少し検討させていただきたいと思います。

以上でごさいます。

議長　それでは、最後に、コミュニティバス等における地域間移動システム導入についての再質問ごさいますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　これに関しては質問はありませんけれども、せっかく町長が公約をされておったもので、今現状はどういった形であるのかと。私、不適切発言で削除したってよかけんですね、止めておいてください。本当に実際健康的なことを……、本当はそういったシステムづくりも大切ですが、やっぱり健康づくりという形で、本当は歩いてうんとしっかり足腰を鍛えて健康づくりをしていただくほうが本当はいいんですが、そういった町長の希望もありますので、なるだけ沿うように頑張ってくださいということで終わります。

議長 以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会します。次回は、明日3月19日午後1時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 15時44分